

かつらぎ町過疎地域持続的 発展計画

(令和3年度～令和7年度)



和歌山県伊都郡かつらぎ町

令和7年7月変更

目 次

1 基本的な事項	
(1) かつらぎ町の概要.....	P. 1
(ア) 自然的条件.....	P. 1
(イ) 歴史的条件.....	P. 1
(ウ) 社会的・経済的諸条件.....	P. 2
(エ) かつらぎ町における過疎の状況	P. 2
①人口等の動向.....	P. 2
②旧過疎法等に基づくものも含めたこれまでの対策	P. 2
● 高齢者等の保健及び福祉向上の整備	P. 3
● 交通通信体系の整備.....	P. 3
● 生活環境厚生施設の整備.....	P. 3
● 教育文化施設の整備.....	P. 3
● 農林水産業その他産業の振興	P. 3
③現在の課題.....	P. 3
④今後の見通し.....	P. 4
● 住民自治組織の強化.....	P. 4
● 地域間交流の推進.....	P. 4
(オ) 社会的・経済的発展の方向	P. 4
(2) 人口及び産業の推移と動向.....	P. 4
(ア) 人口の推移.....	P. 4
(イ) 産業別人口の動向.....	P. 6
(ウ) 産業別の現況と今後の動向	P. 6
①農 業.....	P. 6
②林 業.....	P. 6
③商工業.....	P. 7
④観 光.....	P. 7
(3) 行財政の状況.....	P. 7
(ア) 行政の状況.....	P. 7
(イ) 財政の状況.....	P. 9
(4) 地域の持続的発展の基本方針	P. 11
長期総合計画の基本理念.....	P. 12
長期総合計画の施策.....	P. 12
かつらぎ町まち・ひと・しごと創生総合戦略	P. 13
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	P. 14
(6) 計画の達成状況の評価.....	P. 14
(7) 計画期間.....	P. 14
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	P. 15

(施設類型ごとの管理に関する基本方針)	P. 15
---------------------	-------

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点	P. 19
(ア) 移住・定住	P. 19
(イ) 地域間交流	P. 19
(ウ) 人材育成	P. 19
(2) その対策	P. 19
(ア) 移住・定住	P. 19
(イ) 地域間交流	P. 20
(ウ) 人材育成	P. 20
(3) 整備計画	P. 20

3 産業の振興

(1) 現況と問題点	P. 21
(ア) 農 業	P. 21
(イ) 林 業	P. 21
(ウ) 地場産業の振興	P. 21
(エ) 情報通信産業の振興	P. 22
(オ) 企業の誘致対策	P. 22
(カ) 商業の振興	P. 22
(キ) 観光又はレクリエーション	P. 22
(2) その対策	P. 23
(ア) 農 業	P. 23
(イ) 林 業	P. 24
(ウ) 地場産業の振興	P. 24
(エ) 情報通信産業の振興	P. 24
(オ) 企業の誘致対策	P. 24
(カ) 商業の振興	P. 25
(キ) 観光又はレクリエーション	P. 25
(3) 整備計画	P. 26
(4) 産業振興促進事項	P. 27
(ア) 現況と問題点	P. 27
(イ) その対策	P. 27
(ウ) 他市町村との連携	P. 27

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点	P. 28
(2) その対策	P. 28
(3) 整備計画	P. 28

5	交通施設の整備、交通手段の確保の促進	
(1)	現況と問題点	P. 29
(ア)	道 路	P. 29
(イ)	交 通	P. 29
(2)	その対策	P. 29
(ア)	道 路	P. 29
(イ)	交 通	P. 29
(3)	整備計画	P. 30
6	生活環境の整備	
(1)	現況と問題点	P. 32
(ア)	水道施設・下水処理施設	P. 32
(イ)	廃棄物処理	P. 32
(ウ)	防災・減災対策、消防施設等	P. 32
(エ)	住宅	P. 32
(オ)	その他	P. 33
(2)	その対策	P. 33
(ア)	水道施設・下水処理施設	P. 33
(イ)	廃棄物処理	P. 33
(ウ)	防災・減災対策、消防施設等	P. 33
(エ)	住宅	P. 34
(オ)	その他	P. 34
(3)	整備計画	P. 35
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び推進	
(1)	現況と問題点	P. 36
(ア)	子育て環境の確保	P. 36
(イ)	高齢者等の保健及び福祉の向上及び推進	P. 36
(2)	その対策	P. 37
(ア)	子育て環境の確保	P. 37
(イ)	高齢者等の保健及び福祉の向上及び推進	P. 37
(3)	整備計画	P. 38
8	医療の確保	
(1)	現況と問題点	P. 39
(2)	その対策	P. 39
(3)	整備計画	P. 40
9	教育の振興	
(1)	現況と問題点	P. 41
(2)	その対策	P. 42

(3) 整備計画.....	P. 43
10 集落の整備	
(1) 現況と問題点.....	P. 44
(2) その対策.....	P. 44
(3) 整備計画.....	P. 44
11 地域文化の振興等	
(1) 現況と問題点.....	P. 45
(2) その対策.....	P. 45
(3) 整備計画.....	P. 46
12 再生可能エネルギーの利用の推進	
(1) 現況と問題点.....	P. 47
(2) その対策.....	P. 47
(3) 整備計画.....	P. 47
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
(1) 現況と問題点.....	P. 48
(2) その対策.....	P. 48
(3) 整備計画.....	P. 48
14 事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分....	P. 49

1 基本的な事項

(1) かつらぎ町の概要

(ア) 自然的条件

かつらぎ町は、和歌山県の北東部、伊都郡の西部に位置し、北は大阪府河内長野市、和泉市、岸和田市に接し、東は橋本市、九度山町、高野町、奈良県野迫川村、西は紀の川市、南は海草郡紀美野町、有田郡有田川町に接している。

河川は、町の中心部を紀の川が東西に流れており、新城地域には貴志川が東西に流れている。また、最南端にある花園地域には、有田川が流れている。

地形は、南北に長く、北に和泉山脈、南に紀伊山地と周囲が山々に囲まれた盆地状の傾斜地をなしており、北部地域では、大阪府との府県境である和泉山脈から紀の川沿いの平野部にいたる丘陵地で、南部地域は、紀伊山地の一部を形成する山間部となっており、平地部から山間部までおよそ 1,123m の標高差がある。

町の面積は 151.69 ㎢ を有し、地目別面積は宅地が 3.0%、農用地が 16.2%、林野が 66.0% となっており、約 3 分の 2 が森林により占められている。

気候は、瀬戸内式気候帯（瀬戸内気候区）で降水量は比較的少ないものの、年間の気温の高低差が大きく、内陸性気候の特徴もみられる。年間平均気温は 14.6℃ で積雪は少なく、年間を通して比較的温暖で過ごしやすい気候風土である。

その気候条件を利用して年間を通じて四季折々の果物が栽培され、フルーツ王国として知られている。

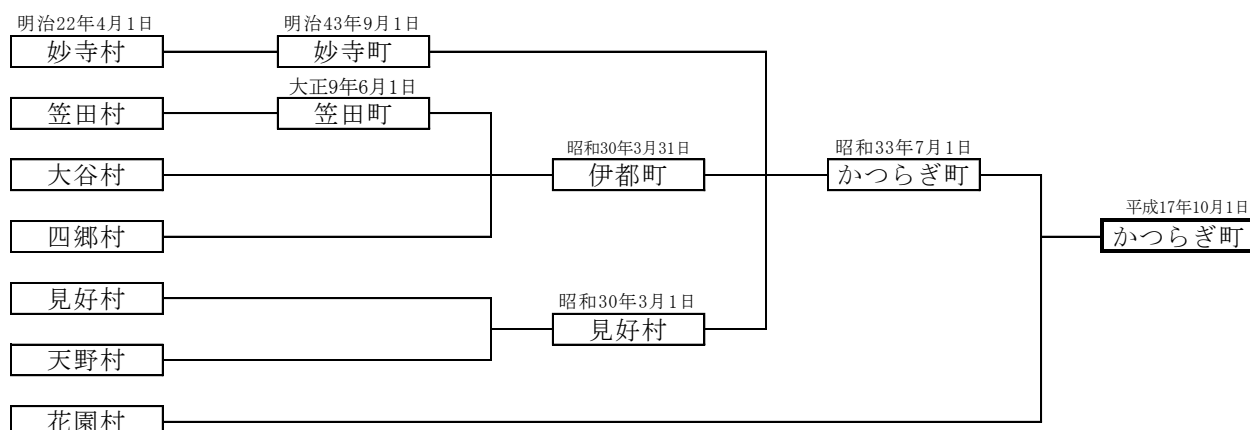
(イ) 歴史的条件

明治 22 年施行の町村制によって、妙寺村、笠田村、大谷村、四郷村、見好村、天野村、花園村が誕生し、昭和 30 年 3 月、見好村、天野村が合併し（新）見好村に、同じく笠田町、大谷村、四郷村が合併し伊都町に、昭和 33 年 7 月妙寺町、伊都町、見好村が合併し、かつらぎ町が誕生した。

そして、平成に入り合併特例法が改正され、平成 16 年 6 月 1 日かつらぎ町・花園村合併協議会を設置し、平成 17 年 2 月 16 日に合併協定に調印し、平成 17 年 10 月 1 日に現在のかつらぎ町となった。

本町は、弘法大師が高野山の開創にあたり高野山への道案内をした高野御子大神をまつる丹生都比売神社をはじめ、高野山への参詣道の一つである高野山町石道、高野山に花を献上していた花園地域など高野山と縁の深い地域である。

■明治 22 年以降の町村合併経緯■



(ウ) 社会的・経済的諸条件

本町は、県都である和歌山市からは約 30 km、大阪市からは約 40 km、そして、最寄りの空港である関西国際空港から車で約 1 時間の地点に位置している。

主要アクセスは、J R 和歌山線が紀の川と平行して走り、国道 24 号が東西に貫き、これと並行に京奈和自動車道が横断し、紀北かつらぎインターチェンジ・かつらぎ西インターチェンジ及びかつらぎ西パーキングエリアがあり、交通の要衝として整備が進められてきた。

また、南北に貫通する国道 480 号、その他海南市と奈良市を結ぶ国道 370 号、河内長野市と串本町を結ぶ国道 371 号が通っており、これらが本町の幹線道路となっている。

しかし、町の形状が南北に長いこと、連絡道路が十分に整備されていないことから、電車の路線や町の中心部へのアクセスに約 50 分かかる地域もある。

平地部から丘陵部にかけては、農業が盛んで特に果樹の栽培においては、柿・桃・ブドウ・ブルーベリー・梨・リンゴなど多種多様なものを栽培している。花園地域を中心とした山間部では、豊かな森林があり、林業を営んでいる。しかし、近年の農林業を取り巻く環境は厳しく後継者不足や従事者の高齢化、有害鳥獣被害などにより耕作放棄地や放置林が増加している。また、商業については、人口減少や車社会化の進展により、商店街の入客が減少し、商店街として機能していない状況にある。

本町は、東西南北に国道が走り、京奈和自動車道のインターチェンジもあり、近年、高野山への主要なアクセス道路となっている。

また、京奈和自動車道や平成 29 年 4 月から開通した大阪との国道 480 号府県間トンネルの整備に伴い、大阪・奈良・和歌山市など生活圏域が改善された。

(エ) かつらぎ町における過疎の状況

① 人口等の動向

昭和 33 年の合併から人口減少が続いており、国勢調査による人口の推移をみると、昭和 35 年から平成 27 年までの 56 年間で人口は減少を続け、昭和 35 年には 26,411 人であった人口が、平成 27 年には約 48% 減の 16,992 人に減少している。国立社会保障・人口問題研究所による平成 27 年国勢調査人口を基に算出された人口推計では、本町の人口は減少が続き、2040 年には 10,669 人と推計されている。

年代別の人口割合において、昭和 35 年から平成 27 年の間に 15～29 歳の若年者人口の割合は 23.9% から 12.2% に減少し、一方、65 歳以上の高齢者比率は 7.5% から 36.7% と高齢化が進展している。若年者人口流出による人口の減少と高齢化が進み、近年は自然減少を要因とした人口減少が重なり、人口減少に歯止めがかかっていない。

また、産業別就業人口をみると、昭和 35 年には、51.4% であった第 1 次産業の割合が毎年減少し、平成 27 年には 22.0% まで減少しており、第 2 次産業についても同様に 21.3% と減少しているが、第 3 次産業の割合 (54.6%) は、高くなっている。

第 1 次産業の衰退等による産業構造の変化と担い手不足などが、人口減少と密接に絡み大きな問題となっている。この傾向は昭和 35 年以来続いており、第 1 次産業が衰退しているが、第 2 次、第 3 次産業も十分な雇用の受け皿となっていない。

農山村が果たしている果樹等の生産機能や山の自然環境の保全を図るためにも、第 1 次産業の振興施策が必要となる。

② 旧過疎法等に基づくものも含めたこれまでの対策

本町のまちづくりの方向を定めた第 4 次かつらぎ町長期総合計画では、将来像を『住んでみてここがイチバンかつらぎ町』とし、「雇用の確保・充実」・「安全・安心な定

住環境づくり」・「交流人口の拡大」の3つを重点としながら、住民生活の利便性向上と集落の活性化対策に過疎対策事業を活用し、取り組んできた。

それぞれの施策は、次のとおりである。

● 高齢者等の保健及び福祉向上の整備

病気などの早期発見と早期治療を推進するため、妊産婦や乳幼児から高齢者までの各種検診の充実と受診率の向上のための啓発活動を推進した。

また、子どもの健全な育成と安心して子どもを生み育てる環境づくりを支援するため保護者の経済的負担の軽減を図る取り組みを行った。

● 交通通信体系の整備

交通体系の整備事業は、町道の改良や長寿命化の整備を推進し、町内外の交流の活発化、町内各地区の交通の円滑化を図り、災害時の迂回路等を重視しながら、より効果的な町道等の整備に取り組んできた。

さらに、高齢者などの交通弱者の買い物や通院といった日常生活の移動手段の確保に努めた。

また、移住に関する相談窓口や受け入れ体制など、行政と地域住民が連携して移住者へ支援を行った。

● 生活環境厚生施設の整備

安全性の高い飲料水を安定供給するための施設整備や公共下水道などの整備を行い、地域の環境衛生面の向上を図った。また、地域消防・防災体制の充実を図るための施設整備等を行い、住民の生活環境の向上を推進した。

● 教育文化施設の整備

地域住民のための社会教育や世代間交流を図るため公民館施設等の整備を行い、教育環境の整備に取り組んできた。また、町立小・中学校への講師雇用による教育環境の整備とともに、スクールバスを導入して遠距離通学児童生徒の通学支援に当たってきた。

● 農林水産業その他産業の振興

国道480号沿地域交流施設整備を行い、農産物等の販売を通じて農業や商業等の産業振興を図りつつ、地域交流の拠点としても位置づけられている。また、レクリエーション施設の整備を行い、自然環境を活かした取り組みを進めている。

③ 現在の課題

産業の振興においては、農林産物の価格低迷による就業離れへの対策、遊休農地や放置林への対策、空き店舗の利活用、世界遺産や豊かな自然を活用した観光に取り組む必要がある。

交通通信体系及び情報化においては、地域間の連携道路の整備、厳しい経営状況にある公共交通の存続、デジタル技術を活用した労働生産力の向上に取り組む必要がある。

教育については、少子化に伴い、保育園児や幼稚園児、小学生や中学生が少なくなる中で、適正な規模の学校とし、教育環境の平準化を図るため保育所や小学校を統合してきた。統廃合による教育環境の充実、通所バスやスクールバスの運行による保護者負担の軽減など就学環境の向上に取り組む必要がある。

集落の活性化については、過疎高齢化による集落機能の低下が農山村の大きな社会問題

となっており、地域住民の住み続けたいという思いに応えるため、集落機能を維持し、住民自治組織を活性化させることに取り組む必要がある。

④ 今後の見通し

町の活性化のためには、地域の活性化が不可欠であり、そのためには、住民自治組織の強化と地域間交流に取り組む必要がある。

● 住民自治組織の強化

農山村の大きな社会問題となっている集落機能の低下に対して、地域住民の住み続けたいという思いに応えるため、集落機能を維持し、住民自治組織を活性化させることが必要である。そこで、住民が主体的に自らの地域を創造するため、住民が行政に参画する協働によるまちづくりを推進する。

● 地域間交流の推進

近隣市町と一体的な広域観光の推進や農家民泊、体験型観光の推進により都市との交流を進め、地域に活気を入れることで、かつらぎ町に住み続けたいと思う住民を増やしていく。また、京奈和自動車道や府県間トンネルが開通したことにより、観光を軸とした交流人口の増加や物流の改善による産業振興、通勤・通学等の生活圏の拡大による定住促進などを推進する。

(オ) 社会的・経済的発展の方向

本町における産業別就業者割合をみると、第1次産業が大きく減少する一方、第3次産業が増加しており、平成27年国勢調査では、第3次産業が54.6%を占め、残り半数が第1次、第2次産業のほぼ同等数となっている。

今後においては、第1次産業後継者や新規参入者などの確保・育成を図り農林業の振興を図るとともに、住民生活を支える基盤整備や地場産業の振興、雇用・就業環境の整備充実が急務となっている。

本町は、紀伊半島の北部に位置し、南北を高い山々に囲まれており、地理的条件に恵まれていない。しかし、豊かな自然環境や世界遺産に登録された紀伊山地の霊場と参詣道など、優れた歴史文化などを活用したまちづくりが極めて重要な課題となっている。

(2) 人口及び産業の推移と動向

(ア) 人口の推移

平成27年の国勢調査におけるかつらぎ町の人口は、16,992人となっている。昭和35年の国勢調査における人口26,411人から平成2年における人口22,764人と30年間で3,647人(△13.8%)の減少であったのが、平成17年から平成27年の10年間で、2,678人(△13.6%)と人口減少が加速した形となっている。

人口減少の主因は、昭和30年から昭和40年代の、高度成長期における生産労働人口の都市部への流出によって社会動態による減少が続いていた状態に、出生者数の減少により自然動態による減少も加わり、加速度的な人口減少となったことによる。

人口の推移を見てみると、昭和35年から昭和55年までは人口の総数は、緩やかな減少傾向であるが、その後は減少幅が大きくなっている。特に、平成2年時点で15歳～29歳までの人口が4,046人に対して、平成17年には2,956人と1,090人が減少し、平成27年には、2,080人となっている。しかし、若年者の減少とは逆に65歳以上の人口が平成2年時点で4,107人に対して、平成17年には、5,643人と1,536人が増加し、平成27年には、6,242

人と高齢者人口は増加しており、いずれの時点においても少子高齢化が進んでいることが見て取れる状況である。

また、平成 27 年時点における国の若年者比率は 14.5%、高齢者比率が 26.3%となっており、和歌山県も同様に見ると若年者比率は 13.0%、高齢者比率が 30.7%となるが、本町においてはそれらを上回るスピードで少子高齢化が進んでいる。

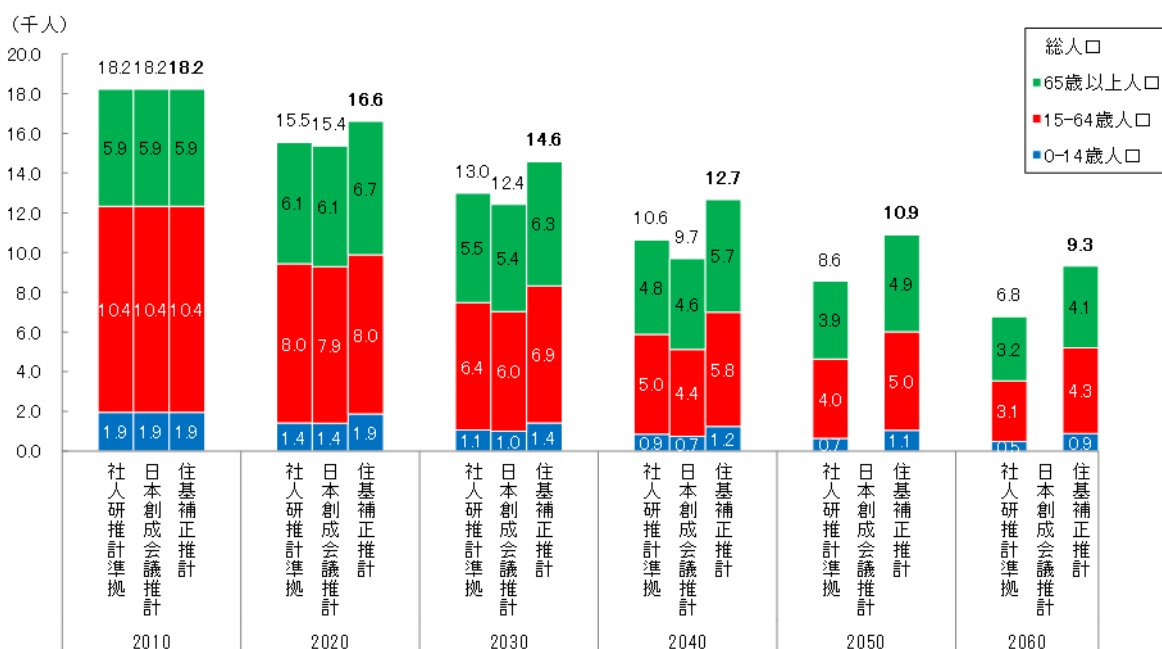
今後もさらに高齢化が進むという厳しい現実に向直している。

表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	26,411人	24,998人	△ 5.4 %	22,764人	△ 8.9 %	19,670人	△ 13.6 %	16,992人	△ 13.6 %
0歳～14歳	7,561人	5,349人	△ 29.3 %	3,820人	△ 28.6 %	2,328人	△ 39.1 %	1,792人	△ 23.0 %
15歳～64歳	16,881人	16,763人	△ 0.7 %	14,837人	△ 11.5 %	11,699人	△ 21.1 %	8,936人	△ 23.6 %
うち 15歳～ 29歳 (a)	6,322人	5,482人	△ 13.3 %	4,046人	△ 26.2 %	2,956人	△ 26.9 %	2,080人	△ 29.6 %
65歳以上 (b)	1,969人	2,886人	46.6 %	4,107人	42.3 %	5,643人	37.4 %	6,242人	10.6 %
(a) / 総数 若年者比率	23.9%	21.9%	-	17.8%	-	15.0%	-	12.2%	-
(b) / 総数 高齢者比率	7.5%	11.5%	-	18.0%	-	28.7%	-	36.7%	-

表 1-1 (2) 人口の見通し

<推計パターン別にみた年齢 3 区分人口の推移>



資料：かつらぎ町人口ビジョン（社人研推計・日本創成会議推計）

(イ) 産業別人口の動向

就業者人口をみると、昭和35年の12,887人に対し平成27年は8,441人で4,446人(△34.5%)の減少となっており、平成2年の11,698人に対し平成17年は9,991人で1,707人(△14.6%)、平成17年就業人口に対し平成27年就業人口は1,550人(△15.5%)の減少となっており、就業者人口の大幅な減少が続いている。

かつらぎ町の産業別就業者人口をみると、昭和35年に第1次産業就業者6,626人(51.4%)、第2次産業就業者2,591人(20.1%)、第3次産業就業者3,670人(28.5%)であったものが、平成27年では第1次産業就業者2,028人(24.0%)、第2次産業就業者1,800人(21.3%)、第3次産業就業者4,613人(54.6%)となっており、第1次産業離れが進み、第3次産業の比率が高くなっている。

区分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	12,887 人	12,063 人	△ 6.4 %	11,698 人	△ 3.0 %	9,991 人	△ 14.6 %	8,441 人	△ 15.5 %
第一次産業 就業人口比率	6,626 人	3,872 人	△ 41.6 %	3,086 人	△ 20.3 %	2,600 人	△ 15.7 %	2,028 人	△ 22.0 %
	51.4 %	32.1 %	—	26.4 %	—	26.0 %	—	24.0 %	—
第二次産業 就業人口比率	2,591 人	3,581 人	38.2 %	3,342 人	△ 6.7 %	2,241 人	△ 32.9 %	1,800 人	△ 19.7 %
	20.1 %	29.7 %	—	28.6 %	—	22.4 %	—	21.3 %	—
第三次産業 就業人口比率	3,670 人	4,610 人	25.6 %	5,270 人	14.3 %	5,150 人	△ 2.3 %	4,613 人	△ 10.4 %
	28.5 %	38.2 %	—	45.1 %	—	51.5 %	—	54.6 %	—

(ウ) 産業別の現況と今後の動向

① 農 業

比較的温暖な気候の本町は、傾斜地を生かしたフルーツの生産が盛んである。樹園地は全農地の大部分を占め、柿・桃・ブドウ・ブルーベリー・梨・リンゴなどたくさんのフルーツが生産されている。特に柿は、適地でもあることから、日本有数の産地である。

近年では、農産物の価格低迷に伴い他作物への転換も積極的に行われ、観光農業への取り組みや、施設園芸の普及、都市近郊型農業への経営改善が進んでいる。しかし、収益性の低さなどから後継者が不足し、高齢による離農により就農者は減少を続けている。

今後は、自然豊かな地域の特性を活かし、都市との交流を通じた販路拡大や就農意欲の向上などへの取り組みにより農業の活性化を図る。

② 林 業

緑あふれる本町は、総面積のうち多くが森林で占められている。

全国的に林業を取り巻く情勢は厳しく、木材価格の低迷、後継者の不足から林業経営は低迷を続けており、荒廃する森林の増加がみられる。

しかし、森林は木材など林産物を供給する経済機能はもとより、水資源のかん養、国土の保全をはじめ、景観・保健・公益的機能を通じて、地域住民の生活に深く結びついている。また、近年は、山間部における美しい景観を保っている森林は、緑のオアシスと呼ぶにふさわしい新たな観光資源として見直されている。

こうした状況の中で、本町では、主伐期を迎える林分が増えてきており、計画的に伐採を実施するとともに、森林浴、健康活動、都市との交流の場として、森林空間を総合的に利用し、多様な森林資源の整備を推進する。

③ 商工業

本町の商工業は、広域交通網整備の進展や生活観の多様化など、社会情勢の変化によって大きな変革を迫られている。

整備の進む広域交通網は、京阪神都市圏域との連携を強め、本町の拠点性を高める一方で、都市部への依存度を高める傾向にある。また、豊富な観光資源を有する本町は、京奈和自動車道や国道 480 号など、交通網の整備が進むにつれて、京阪神都市間の広域的な観光拠点として期待も高まっている。

このため、既存の商店や企業の体質強化や近代化を積極的に支援しながら、多様な農林水産業を生かした商品の開発や育成など、消費者のニーズに対応できる魅力ある商工業の振興に努めていく。

④ 観 光

本町の観光客数は、平成 16 年に紀伊山地の霊場と参詣道の世界遺産登録を受けたことを契機に、平成 17 年以降年々増加し、平成 18 年には 100 万人を初めて突破し、平成 20 年には 112 万人を超えた。その後、観光客数は減少傾向となり、平成 25 年に 80 万人を下回ったが、平成 27 年春には「高野山開創 1200 年祭」や秋には「紀の国わかやま国体」が開催されたこともあって平成 26 年以降、観光客数は増加に転じており、令和元年度は、1,461,483 人まで増加した。

今後、体験観光施設を含め、町内外への観光案内板・道路標識の充実や、友好都市の守口市や和泉市の協力を得ながら、さらなる観光客の誘致に努め、地域経済の発展に取り組んでいる。

(3) 行財政の状況

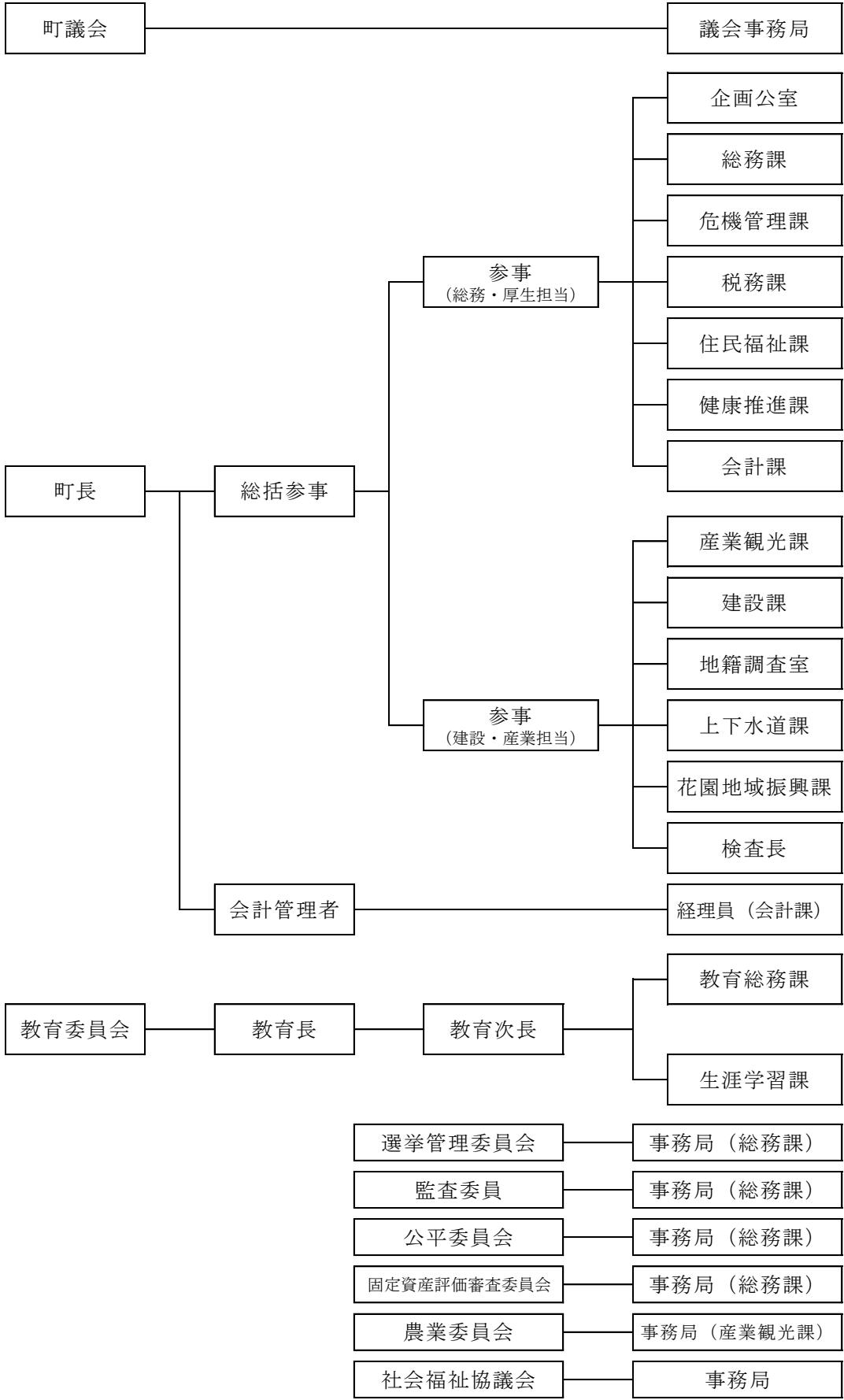
(ア) 行政の状況

本町は、「自然・歴史・伝統文化を育み、ふるさとを誇り愛する、美しいまちづくり」・「心豊かに、共に支え合い、安全で安心して暮らせる、優しいまちづくり」・「交流と連携で賑わいを、自立と協働で活力を生み出す、楽しいまちづくり」の 3 つを基本理念とし、本町のもつ豊かな自然環境や歴史をはじめとする多様な地域資源と、住民が快適で利便性の高さを実感できる生活環境が充足したまちづくりを進めている。

平成 17 年 10 月 1 日、花園村と合併して新かつらぎ町として発足し、行政組織はかつらぎ町役場を本庁とし、旧花園村役場は支所として住民サービスに急激な変化をきたすことのないように、花園地域振興課を設置している。

本町の行政機構の状況は、下図のとおりである。

行政機構図



(イ) 財政の状況

本町の財政運営においては、平成 16 年度から行われた国の三位一体改革などの影響による財源不足に対応するため財政健全化計画等を策定し、以降も職員数の削減や町債発行の抑制など、財政健全化対策に努めている。

また、町村合併に伴う財政支援や過疎地域自立促進特別措置法の改正に伴う過疎対策事業債の発行など、財政的に有利な財源を活用し事業を実施している。

本町の財政状況は、平成 27 年度と令和元年度の決算状況を比較すると、将来負担比率の改善がみられるものの、財政力指数が低下し経常収支比率が上昇するなど、財政構造の硬直化が進んでいる。

経常収支比率の上昇が示すとおり、財政収支はバランスが崩れた状態になっており、財源不足を調整する財政調整基金の現在高は、令和元年度末で 642,664 千円となり平成 27 年度末と比較すると 673,372 千円減少している。

こうした状況下で、今後も少子高齢化の進行や社会保障関係経費の増加、人口減に伴う地方交付税額の減少により、財政が逼迫することが懸念されるため、引き続き財源確保・行財政改革の徹底に取り組み、収支が均衡した持続可能な財政構造に転換していかなければならない。

表 1-2 (1)市町村の財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	10,639,679	12,081,943	10,807,876
一般財源	6,429,279	6,466,314	6,282,194
国庫支出金	1,264,191	921,982	789,800
県支出金	656,974	826,018	802,764
地方債	1,472,500	2,661,600	885,100
うち過疎対策事業債	145,700	1,100,200	371,500
その他	816,735	1,206,029	2,048,018
歳出総額 B	10,322,968	11,548,081	10,405,270
義務的経費	4,123,656	3,854,685	4,311,336
投資的経費	2,016,602	3,123,318	1,184,125
うち普通建設事業	1,955,896	3,095,076	981,798
その他	4,182,710	4,570,078	4,909,809
過疎対策事業費	185,971	1,753,412	544,276
歳入歳出差引額 C (A-B)	316,711	533,862	402,606
翌年度へ繰り越すべき財源 D	72,414	2,869	72,414
実質収支 C-D	244,297	530,993	330,192
財 政 力 指 数	0.392	0.370	0.368
公 債 費 負 担 比 率	-	-	-
実 質 公 債 費 比 率	13.8	10.6	11.7
起 債 制 限 比 率	-	-	-
経 常 収 支 比 率	90.6	92.7	98.7
将 来 負 担 比 率	127.2	112.8	92.7
地 方 債 現 在 高	12,784,739	16,070,020	14,446,445

区分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末
市町村道					
改良率 (%)	14.5	35.2	31.8	64.3	66.2
舗装率 (%)	24.9	45.3	45.2	87.6	88.2
農 道					
延 長 (m)	—	—	—	191,429	190,005
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	382.1	81.3	37.1	91.9	—
林 道					
延 長 (m)	—	—	—	30,323	30,323
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	1.6	4.5	10.8	4.9	—
水道普及率 (%)	61.4	54.5	56.2	91.4	93.8
水洗化率 (%)	—	—	—	83.3	72.4
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	—	—	—	7.6	7.5

※昭和45年度末から平成12年度末について、旧かつらぎ町の一部データを取得できなかったため、旧花園村のデータとなります。

(4) 地域の持続的発展の基本方針

若者を中心とした人口の減少が続き、高齢化が一段と進んでいる現状では、地域の産業経済の停滞や格差を残す生活基盤の整備など、依然として厳しい状況が残っている。一方、道路交通網の整備、情報化社会の進展、ゆとりや潤いのある生活への志向の高まりなど、時代の潮流は大きく変化してきている。

令和3年4月1日施行の「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」において、「過疎地域は、食料、水及びエネルギーの安定的な供給、自然災害の発生の防止、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、多様な文化の継承、良好な景観の形成等の多面にわたる機能を有し、これらが発揮されることにより、国民の生活に豊かさと潤いを与え、国土の多様性を支えている。また、東京圏への人口の過度の集中により大規模な災害、感染症等による被害に関する危険の増大等の問題が深刻化している中、国土の均衡ある発展を図るため、過疎地域の担うべき役割は、一層重要なものとなっている。」と位置づけられている。

こうした中、地域住民が安全で安心できる暮らしの確保を図るとともに地方創生の流れの中で、豊かな自然環境と伝統ある歴史、文化を大切に守り、これまでの過疎対策の事業で整備された各種施設などを活かしながら、地域特性を生かした農林業の展開や観光及び既存商工業の振興を図り、雇用の創出が必要である。

さらに、若者の定住促進を図り、地域における受け入れ体制の整備など若者の居住環境の整備、安心して生み育てられる環境整備を推進し、過疎地域の持続的発展を図ることが必要となっている。

本町のまちづくりの方向を定めた第4次かつらぎ町長期総合計画では、将来像を『住んでみてここがイチバンかつらぎ町』とし、この将来像へ向かうキーワードを「笑顔で暮らせるまちづくり」としている。この将来像の実現を図るために、次の3つを基本理念に掲げ、雇用の確保・充実、安全・安心な定住環境づくり、交流人口の拡大の3つを重点としながら、政策実現のための方策と手法を定めて取り組み、住民生活の利便性向上と集落の活性化対策を総合的に進めるものとする。

長期総合計画の基本理念

1. 自然・歴史・伝統文化を育み、
ふるさとを誇り愛する、美しいまちづくり
2. 心豊かに、共に支え合い、
安全で安心して暮らせる、優しいまちづくり
3. 交流と連携で賑わいを、自立と
協働で活力を生み出す、楽しいまちづくり

まちづくりの基本理念をふまえ、地域それぞれの個性を尊重しながら、住みよいまちづくりを目指し、将来像へ向かうキーワードと将来像を次のように定める。

将来像へ向かうキーワード 『笑顔で暮らせるまちづくり』

将来像

『住んでみて ここがイチバン かつらぎ町』

<長期総合計画の施策>

★ 豊かな自然と歴史・文化のまちづくり

- ① 環境にやさしいまちづくり
- ② 自然と調和したまちづくり
- ③ 快適で潤いのあるまちづくり
- ④ 歴史・文化の継承と創造

★ 地域の特性を生かした活力あるまちづくり

- ① 活力を生むまちづくり
- ② 安心して働けるまちづくり

★ 安全で安心して暮らせるまちづくり

- ① 健康に暮らせるまちづくり
- ② いきいきと暮らせるまちづくり
- ③ 支え合うまちづくり
- ④ 安全・安心のまちづくり
- ⑤ 人権を尊重するまちづくり

★ 豊かな人間性を育むまちづくり

- ① 子どもを守り育むまちづくり

- ② 学びと参加によるまちづくり
- ③ 互いを尊重し合うまちづくり
- ④ 交流によるまちづくり

★ みんなでつくる協働のまちづくり

- ① 住民主体のまちづくり

★ 信頼される役所づくり

- ① 改革によるまちづくり

また、平成 26 年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、「かつらぎ町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成 28 年 1 月に策定し、令和 2 年 10 月に改定を行った。

人口減少の克服と地方創生を確実に実現するため、「自立性」・「将来性」・「地域性」・「総合性」・「結果重視」を「まち・ひと・しごとの創生に向けた政策 5 原則」として掲げ、「第 4 次かつらぎ町長期総合計画」に示された、かつらぎ町の目指す将来像「住んでみて ここがイチバン かつらぎ町」の実現に取り組むこととしている。

かつらぎ町まち・ひと・しごと創生総合戦略

< 5 つの基本目標 >

基本目標Ⅰ 産業振興により雇用の場を創出する

- ① 時代のニーズに合った産業基盤の確立
- ② 地域資源を生かした新産業の育成・企業誘致の促進

基本目標Ⅱ 地域経済・地域活力につながる交流人口を拡大する

- ① 地域経済へ波及する観光交流の拡大
- ② 地域産業・人材の連携・交流拡大
- ③ 産学官連携の拡大
- ④ 移住・定住施策の推進

基本目標Ⅲ 安心して子どもを産み育てていくことのできる環境をつくる

- ① 子育てしやすい環境づくり
- ② 教育環境の充実
- ③ 定住者向け住宅の確保

基本目標Ⅳ 安全・安心な定住環境をつくる

- ① 定住環境づくりの推進
- ② 高齢化社会に対応した生活基盤の整備
- ③ 地域で支え合うコミュニティの充実
- ④ 生命を守る保健・医療・福祉の充実

- ⑤ 防災対策・体制の強化
- ⑥ 消防・交通・防犯体制の整備

基本目標Ⅴ 時代にあった地域をつくる

- ① 町内の地域間交流の拡大
- ② コンパクトで活力あるまちづくり

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

第4次かつらぎ町長期総合計画及び第2期かつらぎ町まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合性を図り、各対策を実施することで地域の持続的発展に対して効果が大きいと考えられるため、目標年度を令和7年度末と設定し、以下のとおり基本目標を定める。

(ア) 人口に関する目標

全 体 人 口 16,000 人 (平成27年国勢調査人口 16,992 人)
年間社会増減 0 人 (平成27年度～令和2年度6年間平均 91.3 人)

(イ) ふるさと住民登録数 ※令和2年度制度導入

累計登録数 400 人 (令和2年度末 119 人)

(ウ) 観光入込客数

観光入込客数 1,627,000 人 (令和元年度末 1,461,483 人)

(エ) 宿泊施設利用者数

宿泊施設利用者数 41,300 人 (令和元年度末 39,051 人)

(オ) 受入れ協議会を通じた移住者数

計画期間の移住者数 30 人 (平成27年度～令和元年度末 29 人)

(カ) 自治会加入率

自治会加入率 84.17% (令和元年度末 84.17%)

(6) 計画の達成状況の評価

計画の評価に関しては、毎年度ごとに学識経験者その他専門的な観点から評価を行う知識を有する者と住民から募集した者などで構成される協議会にて評価するとともに、その評価結果等を議会へ報告し、町ホームページ等で公表する。

(7) 計画期間

この過疎地域持続的発展計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年とする。なお、社会経済環境の変化に即し適宜見直しを行うものとする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担の軽減・平準化と公共施設等の最適な配置を実現することを目的に「かつらぎ町公共施設等総合管理計画」を平成 28 年度に策定しており、①施設の予防保全による長寿命化、②施設の効率的かつ効果的な管理運営、③施設の適正配置と総量の削減を基本目標として、公共施設等の管理に関する基本方針を定め、対策を実施するものとしている。

本計画では、公共施設等総合管理計画に定めている基本方針に基づき、公共施設等の適切な管理を推進するとともに、過疎対策に必要となる事業との整合性を図りながら適正に実施する。

(施設類型ごとの管理に関する基本方針)

1 庁舎・消防施設等

- 行政機能の中核及び災害時の防災拠点としての機能を維持するため、適正な維持管理を行う。
- 予防保全型維持管理により長寿命化を図る。
- より効果的な管理運営方法、省エネルギー方策などを検討し、維持管理費の削減に努める。
- 利用状況やニーズ等を踏まえて、適正規模の検討を行うとともに、他の公共施設との複合化・多機能化を検討する。
- 新耐震基準を満たしていない建物については、耐震補強または建替えの検討を進める。
- 本庁舎については耐震診断の結果を踏まえて、防災拠点としての機能維持と安全確保のため、建替えを行うものし、基金の積み立てにより建設財源の確保に努める。

2 学校教育系施設

- 教育はもとより、コミュニティの場として、また、災害時の避難場所としての機能を維持するため、適正な維持管理を行う。
- 予防保全型維持管理により長寿命化を図る。
- より効果的な管理運営方法、省エネルギー方策などを検討し、維持管理費の削減に努める。
- 将来の更新に備えて、基金の積み立てにより建設財源の確保に努める。
- 老朽化が進んでいる施設については、改修等の検討を進める。
- 児童生徒数の減少が予想される中、最善の学習環境となるよう施設設備の充実に努めるとともに、他の機能との連携など余裕教室の有効活用を検討する。

3 公営住宅

- 「かつらぎ町営住宅長寿命化計画」に基づき適正に維持管理する。
- 定期的な点検を実施し、予防保全型維持管理及び耐久性の向上等により、長寿命化を図る。

- 改修工事については外壁や屋根の防水性の向上を優先させることで躯体の長寿命化を図り、効果的・効率的なライフサイクルコストの縮減を行う。
- より効果的な管理運営方法、省エネルギー方策などを検討し、維持管理費の削減に努める。
- 老朽化等により住宅の更新時期が近づいたものについては、廃止も含め検討し、供給に必要な戸数の確保に努める。

4 公園施設

- 計画的に施設の点検を行い、今後も清潔な利用環境を保つため、適正な維持管理を行う。
- 予防保全型維持管理により長寿命化を図る。
- より効果的な管理運営方法、省エネルギー方策などを検討し、維持管理費の削減に努める。

5 供給処理施設

- 災害時に急遽利用せざるを得ない状況も考えられるため、必要な維持補修を行い、機能維持を図る。

6 子育て支援施設

- 安全な子育て環境の維持と、コミュニティ活動の活動拠点としての機能を維持するため、適正な維持管理を行う。
- 予防保全型維持管理により長寿命化を図る。
- より効果的な管理運営方法、省エネルギー方策などを検討し、維持管理費の削減に努める。
- 老朽化している学童保育施設については、小学校の余裕教室の有効活用を含め、施設の改修等の検討を進める。
- 利用状況やニーズ等を踏まえ、他の公共施設との複合化・多機能化を検討する。
- 用途を廃止した幼稚園・保育所については、売却や貸付による税外収入の確保など、活用方法を検討する。

7 保健・福祉施設

- 保健福祉活動や高齢者福祉活動の拠点としての機能を維持するため、適正な維持管理を行う。
- 予防保全型維持管理により長寿命化を図る。
- より効果的な管理運営方法、省エネルギー方策などを検討し、維持管理費の削減に努める。
- 利用状況やニーズ等を踏まえ、他の公共施設との複合化・多機能化を検討する。

8 医療施設

- 予防保全型維持管理により長寿命化を図る。
- 利用状況を踏まえて、診療所の廃止も含めた総合的な検討を進める。

9 市民文化系施設

- 地域交流センターについては、町内外からの利用を想定した施設であり、適正な維持管理を行う。
- 集会所については、地域活動において必要な施設であり、適正な維持管理を行う。
- 予防保全型維持管理により長寿命化を図る。
- より効果的な管理運営方法、省エネルギー方策などを検討し、維持管理費の削減に努める。

10 社会教育系施設

- 公民館は生涯学習施設として、また、災害時の避難場所としての機能を維持するため、適正な維持管理を行う。
- 予防保全型維持管理により長寿命化を図る。
- より効果的な管理運営方法、省エネルギー方策などを検討し、維持管理費の削減に努める。
- 新耐震基準を満たしていない建物については、建替えの検討を進める。
- 改修や建替えにあたっては、施設の複合化、類似機能の共有化を検討する。

11 スポーツ・レクリエーション系施設

- スポーツ振興やレクリエーションの拠点として、利用者に快適な環境を提供するため、適正な維持管理を行う。
- 予防保全型維持管理により長寿命化を図る。
- より効果的な管理運営方法、省エネルギー方策などを検討し、維持管理費の削減に努める。
- 新耐震基準を満たしていない建物については、建替えの検討を進める。
- 現在使用していない施設や稼働率の低い施設は、利用者のニーズを踏まえ、廃止も含め用途変更等の検討を行う。

12 産業系施設

- 農業振興、地域コミュニティや観光の拠点としての機能を維持するため、適正な維持管理を行う。
- 予防保全型維持管理により長寿命化を図る。
- より効果的な管理運営方法、省エネルギー方策などを検討し、維持管理費の削減に努める。
- 施設の利用状況について検証を行い、遊休資産の売却や貸付など、施設の活用について検討を行う。

1.3 その他の公共施設

- 公衆トイレは、清潔な利用環境を保つため、適正な維持管理を行う。
- 田舎暮らし体験施設は、移住定住促進を図る施設として、適正な維持管理を行う。
- 予防保全型維持管理により長寿命化を図る。
- より効果的な管理運営方法、省エネルギー方策などを検討し、維持管理費の削減に努める。
- 既に用途を廃止している旧施設については、売却や貸付による税外収入の確保など、活用方法を検討する。

1.4 インフラ

①道路・橋りょう

- 道路の老朽化に伴い、定期的な点検を実施し、適切な維持管理を行う。
- 計画的に修繕等を実施することにより、安全性を確保し維持管理費の削減に努める。
- 橋りょうについては、長寿命化修繕計画を基本とし、計画的な維持管理を実施することにより、橋りょうの長寿命化を図るとともに、維持管理コストの縮減に努める。

②上水道（配水管等）

- 独自に水道ビジョン、アセットマネジメント及び経営戦略を策定し、老朽化した配水管等の計画的な更新を行う。
- 人口減少等による水需要減少に注視し、適正な事業規模と維持管理を実現する取り組みを進める。
- 予防保全と長寿命化の考えに基づいた維持管理を行い、更新費用のピークの平準化を図る。
- より効果的な管理運営方法、省エネルギー方策などを検討し、維持管理費の削減に努める。

③下水道（污水管等）

- 独自にストックマネジメント、経営戦略を策定し、計画に基づいた維持管理を実施することで管渠の長寿命化を図り、維持管理費の削減に努める。
- 予防保全型維持管理により長寿命化を図り、今後必要となる更新費用の平準化を図る。
- より効果的な管理運営方法、省エネルギー方策などを検討し、維持管理費の削減に努める。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

(ア) 移住・定住

本町では、第4次総合計画において、若者定住促進により16,000人の目標人口を設定し施策を進めているが、農家人口の減少、少子化や町外に職場を持つ人の転出などから、人口減少が続いており、コミュニティ活動や持続可能な地域社会の形成のためには、総合的な定住促進策が必要とされている。

また、本町の場合、交通条件が整っておらず、これまでは和歌山市・大阪府といった中心都市への通勤が困難であり、本町及びその周辺での就業機会における選択肢が限られてしまう状況であった。

しかし、京奈和自動車道や一般国道480号鍋谷峠道路（府県間トンネル）の整備などにより交通条件の改善が進み、通勤圏と生活圏が拡大したことにより、今後は本町に定住して町外通勤をするための選択の幅が広がると考えられる。移住に関する相談窓口や受け入れ体制など、行政と地域住民が連携して移住者を支援し、積極的な情報発信を進める必要がある。

(イ) 地域間交流

情報通信網の発達や京奈和自動車道や一般国道480号鍋谷峠道路（府県間トンネル）の整備などで交通条件が改善された状況を活かし、友好都市との交流や各種イベントなどでのPR活動を通じて地域間交流を推進する。

また、グリーン・ツーリズムやエコツーリズムなどをはじめとする体験型観光の需要の高まりを活かし、はなぞの温泉「花圃の里」やキャンプ場など地域交流推進施設を活用して観光客や交流人口の増加を図り、都市部との積極的な地域間交流を進めるとともに、地域特性を活かし、人と人との繋がりをもった交流機会の創出など地域住民が一体となった受け入れ体制づくりの構築を目指す。

その他にも複雑・多様化する行政課題に対応するため、近隣市町を含む他自治体との広域行政や大学等の研究機関などと連携を図り、自治体の枠組みを越えた様々な取り組みを推進する必要がある。

(ウ) 人材育成

地域住民や地域おこし協力隊・移住者等の外部人材など、多様な人材の確保・育成を推進する必要がある。近年では、地域おこし協力隊や移住者による地域づくり活動が見られるようになってきているが、さらにその機運を高める取り組みが重要であり、県や関係団体、大学等との連携強化を図りながら推進する必要がある。

(2) その対策

(ア) 移住・定住

このまま人口減少が進行すれば、本町の地域コミュニティが崩壊する懸念もあることから、活力あるまちづくりを目指すためには、まずは人口減少をできるだけ抑える必要がある。特に、若年層の移住・定住化を図ることが重要であり、本町が有する恵まれた自然環境を活用しつつ、教育環境や子育て環境、生活環境など様々な観点から居住環境の整備・向上に努めるとともに、総合的な施策の推進と情報発信事業を実施し、移住・定住の促進

を図る必要がある。

また、本町の特色である農林水産資源を生かした地域資源活用型産業を中心とした新規分野への参入を促進し、経済社会の変化に対応した支援や積極的な企業誘致に取り組み、町内居住者の定住や新規移住希望者をはじめ若い世代が本町で働き、住みやすく、住んでみたいまちを創造するためには、安全・安心で優れた生活環境、文化的な環境、豊かなコミュニティ社会の形成など、心あたまる総合的なまちづくりを推進する必要がある。

(イ) 地域間交流

本町は、提携している友好都市の子どもたちを中心とした定期的な交流や施設相互利用などを通じ地域間交流を推進し、視野の広い人材の育成とネットワークづくりに取り組んでいる。

また、橋本・伊都地域内における広域的な施設相互利用の円滑化を図るとともに、地域内外の交流による交流人口の拡大や、本町とのつながりを持つ関係人口の増加につなげるため、豊かな自然・伝統ある歴史・文化といった本町の魅力を積極的に情報発信し、地域PRや観光資源の活用により、広域的な地域間交流を推進する。

さらに、広域的な視点から産・学・官の連携を進め、地域特性を生かした個性あるまちづくりや地域活性化事業の取り組みを進める。

また、都市住民のライフスタイルを考慮した生活環境整備や定住促進住宅の活用を促進するとともに、移住・定住希望に対する相談支援体制の充実や空き家を活用した取り組みをしていく。

(ウ) 人材育成

移住・定住を促進するためには、移住に関する相談窓口や受け入れ体制、移住が体験できる「田舎暮らし体験住宅」を活用し、行政と地域住民が連携して移住者を支援する必要がある。

また、地域住民による自主的な地域づくりを進めるため、地域の人材発掘や地域おこし協力隊・移住者等の外部人材との交流機会など通じて人材の確保と育成を図る。

(3) 整備計画

持続的发展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的发展特別事業 移住・定住	定住支援事業	かつらぎ町	

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

(ア) 農 業

農家戸数は、2015 年農林業センサスによると 1,025 戸で、内兼業農家の割合が 53.4%である。経営耕地面積は、1,116ha あり、農家一戸当たりの作付面積は 1.1ha となっているが、経営規模別農家の割合をみると 1.0ha 以下の農家が多く、全体として小規模化が進んでいる。

ほとんどが兼業農家であり、農業所得だけで生活を維持することが困難となっている。

耕地種別では、水田が 126ha、畑が 990ha となっている。畑の内訳では、樹園地が 954ha、普通畑が 32ha となっており、果樹栽培が盛んである。作付作物では、柿、桃、すもも、はっさく、キウイフルーツなどが主なもので、柿・すももが和歌山県下で生産量 1 位、桃が 2 位となっている。

また、農業関係団体等と連携し、ほ場や用排水路など農業生産基盤の整備、中核農家の育成など農業振興に向けた様々な支援施策を推進する必要がある。

しかし、輸入農産物との競争激化や、農産物価格の低迷などによる農業所得の減少など、農業をめぐる情勢が依然として厳しい中で、農家数の減少や農業従事者の高齢化、後継者不足、これらに伴う耕作放棄地の増加、さらには、鳥獣害の増加などの問題が一層深刻化し、生産活動は停滞傾向にあり、農業の活力の低下が懸念される。

このため、今後は、農業生産者・関係機関・行政が共通の認識と目標のもとに連携を一層強化し、農業生産基盤の充実を進めながら、新規就農者など意欲ある多様な担い手の確保・育成を図るとともに、経営体質や生産性の向上、高品質化の促進、鳥獣害対策の強化など、多面的な支援施策を一体的に推進する必要がある。

(イ) 林 業

2015 年農林業センサスによると林野面積 10,010ha のうち私有林が 97.7%を占めている。森林の所有形態では、私有林面積 9,780ha、公有林面積 126ha、その他 104ha で、経営規模は小規模経営が多く、経営体数も減少している。

林業を取り巻く環境は厳しく、人口の流出と高齢化による林業従事者の減少、林業経営費の高騰による林業生産活動の低迷が続いており、間伐、保育等が適正に実施されていない放置林も出てきている。

また、木材生産機能をはじめ水源のかん養や山地災害の防止、生活環境の保全など、公益性が高く、流域における重要な役割も担っているため、木材資源の確保や森林の持つ重要性の啓発に加え林業従事者、植樹ボランティアなど人材育成を推進する必要がある。

(ウ) 地場産業の振興

本町には、食品加工、印刷関連及び繊維工業を中心とした製造業の事業所、工場は、中小規模の事業所であり、社会経済情勢の悪化に対して直接的に影響を受けやすく経営基盤の強化が求められている。

そうした状況から若者を中心に働く場を求めて町外、県外への転出が多く、少子高齢化に拍車をかけている。若者の定住を促進し、活力ある地域社会を実現するためには、雇用の場を確保し、所得の増大を図ることが重要であるが、地理的条件が改善されつつも経済情勢な

どに左右される要素が大きく、地場産業の定着は依然厳しい状況である。

また、近年では、都市部の商業集積地に購買力が流出していることもあり、商業経営の環境は厳しく、後継者が決まっていない事業者が事業を廃止し、この状況がより深刻になれば、生活必需品が地元で購入できなくなり、過疎化をますます加速させる恐れも今後の大きな課題となっている。

(エ) 情報通信産業の振興

世の中のあらゆるもののデジタル化が急速に進行しており、スマートフォンやIoT機器の普及、AIの活用や5Gの整備など、ICTをとりまく環境は進化を続け、デジタル技術を誰もが利用できる状況にある中、既存のサービスが、新たなデジタル技術を活用したビジネスモデルに代わってきつつある。これは、行政サービス面でもビッグデータの活用や産業振興などあらゆる場面で活用した事業が増加傾向にあるが、積極的に活用することが課題となっている。

特に少子高齢化による人口減少、労働力の不足や担い手不足が社会的な課題となっている日本において、インターネットなど仮想の「サイバー空間」と、現実の「フィジカル空間」を高度に融合させ、経済発展と社会的課題の解決を両立する新たな社会である「Society5.0」の実現を目指し、社会全体のデジタル化の取り組みが進められている。Society5.0に対応したデジタル技術は、過疎地域においてこそ必要であり、デジタル技術を活用して、産業振興や魅力的な仕事を創出するとともに、生活インフラの確保を図り、暮らしの質を向上させ若者が安心して生まれ育った町で暮らし続けられる環境を整えることにも繋がるため検討を進める必要がある。

(オ) 企業の誘致対策

山に挟まれた地域で、広大な平地がなく、都市部からのアクセスに改善が見られるものの地理的条件が悪く、企業誘致は難航している。

近年の不景気等により町内事業者数は減少傾向にあり、雇用の場を確保するため、企業誘致の積極的な推進が求められている。

また、若年層の地元就職と離職者の再就職を促進するため、求人情報や職業相談の充実を図るとともに新規産業の創出や起業、雇用拡大の奨励など対策に努める。

(カ) 商業の振興

近年における消費者ニーズの多様化、店舗の近代化、従事者の高齢化による廃業、経営意欲の喪失、旧街路にある従来からの商店街の衰退等に加え、近隣市町等の大型店舗出店などによる町外への購買力流出、大型チェーン店の町内進出、インターネットショッピングの普及等、本町の小規模商業は非常に厳しい状況である。

(キ) 観光又はレクリエーション

本町の観光客数は、平成16年に紀伊山地の霊場と参詣道の世界遺産登録を受けたことを契機に、平成17年以降年々増加し、平成18年には100万人を初めて突破し、平成20年には112万人を超えた。その後、観光客数は減少傾向となり、平成25年に80万人を下回ったが、平成27年春には「高野山開創1200年祭」や秋には「紀の国わかやま国体」が開催されたこ

ともあり、平成 26 年以降の観光客数は増加に転じている。

また、平成 28 年 10 月には「丹生酒殿神社」を含む「高野参詣道三谷坂」が世界遺産に追加登録され、さらには、本町の基幹道路である京奈和自動車道や一般国道 480 号鍋谷峠道路（府県間トンネル）が整備されたことにより、観光客数が増加している。令和 2 年 6 月には、「葛城修験一里人とともに守り伝える修験道はじまりの地ー」が日本遺産に認定され、観光客の増加が期待される。

本町において、観光交流の展開による関連事業が地域経済の活性化に果たす役割は重要であり、観光交流人口を拡大する取り組みをさらに強化するとともに、観光交流に関連して地域経済効果を生み出す仕組みづくりが必要である。

近年、国内観光においては、家族やグループ、個人による多様な目的を持った周遊型や体験型の旅行が増加してきており、情報取得の方法も、雑誌やテレビなどの従来型のメディアに加え、パソコンや携帯端末を通して、インターネット上の各種ウェブページや有名ブログ、SNS を活用するなど多様化が進んでいる。

また、観光客を誘致するためには、県や市町村といった枠組みを超えた連携により、一つの広域的な観光エリアとして情報発信するとともに、本町の利便性や観光拠点としての魅力についても、様々なメディアを活用した積極的な PR を展開していく必要がある。

今後は、観光振興による町全体の産業の活性化、観光事業者等への支援、観光交流から移住定住への展開も視野に入れ、観光客の多様なニーズを的確に把握しながら、既存の観光・交流資源の一層の活用や地域資源の掘り起こし・人材育成・地域の特色を活用したグリーンツーリズムなど体験型観光を進めるとともに、道の駅などの地場産物の販売拠点のさらなる活性化に取り組む必要がある。

また、観光パンフレットの有効利用や、わかりやすい観光案内看板の設置、インターネットの活用、イメージキャラクターの活用や地元の特産を使用した特色ある土産品作りにより、町内外に PR するとともに、計画的に取り組むことが必要である。

(2) その対策

(ア) 農 業

学校教育や生涯学習、観光部門などと連携しながら、本町農業の特色を生かした農業体験や農家民泊などグリーン・ツーリズムを取り入れた都市との交流型農業を促進し、農商工連携による 6 次産業化など付加価値を高めるような取り組みへの支援を行い、農業の収益性を高めるとともに農業の近代化など生産性の向上や効率的で収益性の高い農業経営の促進、優良農地の確保に向け、農業生産基盤の整備を引き続き推進する。

また、耕作放棄地の発生防止と解消に向け、県や J A 及び大学などの関係機関と協力し、農業技術の研修や営農指導及び新たな担い手への農地利用集積など農地流動化に努めるとともに、農地の整備などで再生・有効利用に対する支援とイノシシやアライグマ、鹿など有害鳥獣による農産物への被害の対策として、地域の指導者や捕獲の担い手の確保・育成を図る。

農業従事者の高齢化や担い手不足の問題に対して、新規就農希望者や経営規模の拡大を目指す農家、施設園芸による集約的経営を展開する農家など、本町農業の将来を支える認定農業者や新たな担い手農家の育成や交流を支援し、商工業者等との連携による 6 次産業化や都市部への販売拡大を図るとともに、新たな特産品の開発を進める。

また、京奈和自動車道や一般国道 480 号鍋谷峠道路（府県間トンネル）などの基幹道路の整備に伴い、直売施設の PR や学校給食への導入などにより、地元で生産された安全・安心で新鮮な農畜産物の提供やそれら地産地消の促進を図る。

(イ) 林 業

平成 31 年 4 月 1 日に森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）が施行され、「森林経営管理制度」がはじまり、適切な森林経営・管理が行われていない森林について、森林の経営・管理の権利を集積し、林業経営者への経営の委託、もしくは、町による直接管理を行うことで森林の経営・管理を確保し、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図る。

森林は水源のかん養や国土保全などの公益性も高いことから、森林の整備を進め、国や県の諸制度を積極的に導入し、施業の共同化、施業や経営の受委託を促進する。

また、木質のバイオマス利用や間伐材の加工による高付加価値化などを含めた活用方法の検討を行い、森林組合と連携を強化しながら林業従事者や後継者の確保・育成とともに経済的価値の向上を推進する。

公益的機能を有する森林を町民の財産として守り育て、次の世代へ引き継いでいくため地球温暖化防止や森林保全に積極的に貢献している企業などに働きかけ、森林整備への企業支援を得る企業の森事業や紀の国森づくり基金活用事業並びにふるさと森基金の造成を通じて森林の持つ重要性の啓発や人材育成の取り組みを促進する。

林産物については、生産だけでなく、加工・流通・販売までの複合的経営に努めるとともに、生産者の調査研究や技能習得のための研修等を支援し、より効率的な経営体制の確立を図る。

さらに、保健休養並びにレクリエーション活動などの場として、森林レクリエーション施設などの整備を進め、林業体験や都市住民との交流の場として活用する。

(ウ) 地場産業の振興

道の駅や直売所を中心に、地域特産品の販売を進め、地域 P R、交流人口の拡大を図っていく必要がある。これらの施設を活用して、地域特産品の P R と流通を進め、地場産業の育成につなげることが重要である。

また、豊富な地域資源を有する本町にとって、魅力ある土産品の開発は今後の課題のひとつであり、開発から販売・広報体制までの一貫した支援が重要である。

これらのことから、交流人口の増加と地域特産品の振興のため、拠点施設及び販路形態・販売体制のさらなる充実と、観光資源と地域資源を融合させた取り組みが必要である。

また、6 次産業を推進していく中で、地域資源を活用した地場産業の創出を図るとともに、地域の各種団体・企業がそれぞれ行っている活動をバックアップしていくことや新たな産業の創出にかかる起業支援を図っていく必要がある。

(エ) 情報通信産業の振興

経済発展と社会的課題の解決を両立する新たな社会である「Society5.0」の実現を目指し、県や高い技術力を有する企業並びに既存の企業とも連携しながら企業誘致や企業支援など推進するための方法を検討する。

また、行政のデジタル化を進め行政事務の効率化と町民サービスの向上を図り、地域で若者が安心して暮らし続けられる「希望が持てるまちづくり」を推進する。

(オ) 企業の誘致対策

本町に企業が来てくれることが第一ではあるが、近隣市町との連携の下、地域全体の労働環境を向上させるとの考えのもとで、企業の誘致を進める必要がある。

また、既存の企業との連携や地域資源の活用を目的とした企業の誘致を図っていく必要がある。

(カ) 商業の振興

商工会との連携により、各地域の生活基盤となる商店の活性化を促すため、より地域生活に密着した商業づくりや都市住民との交流、観光と連携した販売促進を図る必要がある。

(キ) 観光又はレクリエーション

地域へ人を呼び込み活性化させるためには、観光事業の発展が重要であり、世界遺産に登録されている「丹生都比売神社境内」や「高野参詣道町石道」、「高野参詣道三谷坂」、日本遺産に登録された「葛城修験」をはじめとする歴史的文化資源や、四季折々のフルーツを楽しめる観光農園など、豊かな自然の中で育まれた地域資源を生かし、農林業との連携による観光のまちとしてのイメージの形成が必要である。今後は、新たな観光施設の整備及び既存の観光施設の円滑な運営を図るとともに、豊かな自然や文化・歴史遺産の保全・承継に努め、地域資源として活用を図っていく。地域資源の活用において、地域では見落としがちな新たな資源の発掘と新たな活用手法を検討するため、都市住民との交流や人材の育成を図る必要がある。

また、近隣市町とも連携して、圏域としての広域観光を進め、新たな地域の魅力を作り、農林業との連携を含めた地域での滞在型体験観光などに取り組む必要がある。

(3) 整備計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(9) 観光又はレクリエーション	かつらぎ西部公園整備事業	かつらぎ町	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	農作物鳥獣害防止対策事業	かつらぎ町	
		有害鳥獣捕獲支援事業補助金	かつらぎ町	
		日本一の果樹産地づくり事業	かつらぎ町	
		グリーンツーリズム推進事業	かつらぎ町	
		農業共済加入促進事業	かつらぎ町	
		農家民泊促進事業	かつらぎ町	
		農業次世代人材投資事業	かつらぎ町	
		中山間地域等直接支払交付金事業	かつらぎ町	
		直接支払推進事業	かつらぎ町	
		環境保全型農業直接支払制度推進事業	かつらぎ町	
		多面的機能支払交付金事業	かつらぎ町	
		森林再生統合事業補助金 (間伐材流通支援)	かつらぎ町	
		林業福利厚生事業	かつらぎ町	
		環境林基盤整備事業補助金 (切り捨て間伐支援)	かつらぎ町	
		森林再生統合事業補助金 (森森林環境保全整備事業支援)	かつらぎ町	
		森林整備地域活動支援事業	かつらぎ町	
		山村振興施設維持費補助事業	かつらぎ町	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	町民農園整備事業	かつらぎ町	
		町内企業PR事業	かつらぎ町	
		起業支援事業	かつらぎ町	

(4) 産業振興促進事項

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
かつらぎ町全域	製造業 農林水産物等販売業 旅館業 情報サービス業等	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(ア) 現況と問題点

上記、産業振興のとおり

(イ) その対策

上記、産業振興のとおり

(ウ) 他市町村との連携

産業振興を促進するにあたって、近隣自治体と連携を図る。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

インターネットが町民生活に浸透する中、多くの町民がＩＣＴ（情報通信技術）の恩恵を享受し、さらに豊かな町民生活を実現するため、高速大容量の通信回線は重要な社会資本となっている。また、過疎地域におけるＩＣＴは、地理的条件不利性を克服し、様々な分野での地域間格差を解消するうえで有効な手段でもある。しかし、高速で通信ができる光ファイバー網の未整備地域が存在し、情報格差の是正が大きな課題となっている。

また、近年の情報化社会においては、住民生活や観光客の利便性向上及び災害時の情報伝達手段として携帯電話のもつ役割が極めて大きく、国・県の支援のもと管内の不通話地域の解消に努め、これを完了したが、携帯電話基地局までの伝送路維持が継続して残っている。

(2) その対策

本町では、光ファイバー網が一部の山間地で未整備となっており、地域間の情報格差を是正するため未整備地域の解消に取り組む必要がある。

また、多様な情報の提供や緊急時の円滑な情報伝達など、町民の暮らしの安全や産業の振興を図るうえでも情報通信基盤の整備を推進し、情報格差のない生活環境の実現が不可欠である。この未整備地域を解消するため、通信事業者に整備促進を要請するとともに、光ファイバー網の整備が、国と事業者との連携により促進されるよう、制度などの拡充を国等に要望する。

移動体通信（携帯電話）については、管内の不通話地域は解消されているが、携帯電話基地局までの伝送路維持を図る。

(3) 整備計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 その他の情報化のための施設	地域情報通信基盤整備事業 (ブロードバンド整備)	かつらぎ町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	伝送路保守料と伝送路建物共済費	かつらぎ町	
		伝送路借上料	かつらぎ町	

5 交通施設の整備、交通手段の確保の促進

(1) 現況と問題点

(ア) 道路

本町において、道路は日常生活、経済活動に欠くことができない社会資本である。京奈和自動車道や国道・主要県道については、着実に道路改良が進展している。

今後は、日常生活に密着した道路である町道と京奈和自動車道や国道・主要県道などへのアクセス道路を計画的に整備し、町民生活や生産活動の利便性、効率性の向上とともに、本町の新たな発展を目指し、広域幹線軸の整備動向を見据えた総合的な道路交通体系の整備が課題となる。

また、農林道の新設・改良については、利用者の目的に適したものとし、かつ経済効果、景観や環境保全について考慮したものを採択し、利用者との連携により適切な維持補修を進める必要がある。

(イ) 交通

本町の公共交通網は、J R 和歌山線と主に町内移動の交通手段となるコミュニティバス及びデマンド型乗合タクシーの運行により、住民の交通を確保しているが、過疎化やライフスタイルの変化等から利用者が減少しており、その経営状況は厳しくなっている。

また、コミュニティバス及びデマンド型乗合タクシーの運行されていない地域もあることから町民の生活を支える公共交通の確保を図るため、道路整備を考慮したうえで中山間地が多い本町に合った公共交通網の構築が課題である。さらに、利用者が減少している状況を改善するため、利用者ニーズの把握や利用促進の啓発活動とその運行形態、輸送車両の規模について研究を進める必要がある。

(2) その対策

(ア) 道路

総合的な道路体系の確立を目指し、広域幹線道路である京奈和自動車道、国道 24 号、国道 480 号へのアクセスの一層の向上をはじめ、将来動向を見据えながら、町道、農道、林道を含め町域の均衡ある発展に寄与するため、優先順位及び経済効果、災害時の迂回路等を重視しながら、総合的な道路網の見直し、検討を図り、これに基づいた計画的な道路網の整備に努める。

(イ) 交通

高齢者などの交通弱者の買い物や通院又は通勤、通学など日常生活の移送手段の確保として、利用者ニーズにあったコミュニティバス等のルート・ダイヤの見直しなどで利便性の向上を図るとともに、利用促進の啓発活動を推進する。

また、鉄道に関しても沿線市町等と連携し、町民や本町に訪れる観光客へもコミュニティバス等の利用と併せて啓発活動を推進する。

さらに、コミュニティバス及びデマンド型乗合タクシーが運行されていない地域に対しては、公共交通空白地有償運送などの様々な制度を組み合わせることで総合的に検討し、県又は交通事業者との連携を図りながら交通網の構築を図る。

(3) 整備計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道道路	町道敷地有中線改良 L=600m W=5.0m	かつらぎ町	
		町道見好西部10号線・9号線改良 L=270m W=5.0m	かつらぎ町	
		町道見好西部39号線・38号線、旧 県道海南九度山線改良 L=350m W=5.0m	かつらぎ町	
		町道宮本中央線改良 L=620m W=4.0m	かつらぎ町	
		町道丁ノ町3号線・25号線改良 L=500m W=4.0m	かつらぎ町	
		町道下広口大松線改良 L=1,500m W=4.0m	かつらぎ町	
		町道四郷1号線改良 L=1,000m W=4.0m	かつらぎ町	
		町道四邑11号線改良 L=230m W=4.0m	かつらぎ町	
		町道志賀12号線改良 L=200m W=4.0m	かつらぎ町	
		京奈和自動車道工事用道路購入事業	かつらぎ町	
	(1) 市町村道橋りょう	観音橋 L=81.0m W=1.86m	かつらぎ町	
		天野7号(東出)橋 L=18.00m W=3.0m	かつらぎ町	
		古向橋 L=19.00m W=3.1m	かつらぎ町	
		アミンド橋 L=17.0m W=2.25m	かつらぎ町	
		見好5号橋 L=9.0m W=3.5m	かつらぎ町	
		見好20号橋 L=12.00m W=2.8m	かつらぎ町	
	(2) 農道	広域営農団地農道整備事業負担金	かつらぎ町	
	(3) 林道	林道改良・舗装事業 (林道滝谷線改良舗装) L=1,344m W=3.0m	かつらぎ町	
		林道改良・舗装事業 (林道サガシ谷線改良舗装) L=4,448m W=3.0m	かつらぎ町	
		林道改良・舗装事業 (林道高野谷線改良舗装) L=3,026m W=2.8m	かつらぎ町	
		林道改良・舗装事業 (コトノ谷橋修繕) L=10.6m W=7.6m	かつらぎ町	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	コミュニティバス運行事業	かつらぎ町	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 交通施設維持	橋りょう点検事業	かつらぎ町	

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

(ア) 水道施設・下水処理施設

水道施設の現況については、紀の川流域では、上水道施設、山間部では、簡易水道施設又は小規模な飲料水供給施設が整備され、全人口に対する給水人口の割合は約 94%となっている。しかし、一部地域では、生活用水として地下水や溪間の流水を利用しているため、衛生の保全と増水時の汚濁が問題となっている。さらには、水道施設の老朽化が進行しており、早急に更新が必要なものがある。

都市基盤施設である水道は、ライフラインとして、施設の耐震化や管理・復旧体制等のさらなる強化により、事故・災害時にも安定した供給が可能となるよう努め、周辺自治体との連携を進めながら供給体制の広域化等を図ることが重要となる。

下水処理施設の現況については、紀の川北側の平地部において一部公共下水道が整備されているだけで、多くの地域では合併処理浄化槽による水洗化が行われている。

水洗化率のさらなる向上を図るためには、コスト縮減や公共下水道事業の進捗を見据えた、公共下水道事業認可区域の見直しや事業認可区域外の合併処理浄化槽の普及と啓発活動が必要となる。

(イ) 廃棄物処理

廃棄物処理については、ごみの排出を抑制し、環境に配慮した再生利用を促進するとともに、廃棄物の多様化、不法投棄の増大など様々な問題に対応していく必要がある。

また、橋本・伊都地域全体の廃棄物対策については、広域ごみ処理施設の完成により他市町との協力のもと統一的な取り組みを続けていくことが必要となっている。

(ウ) 防災・減災対策、消防施設等

本町の消防体制は、伊都消防組合と地域の消防団により構成され、住民の生命・財産を災害から守り住民生活の安全を図っている。

南海トラフ地震への危機感から町内全域に自主防災組織が結成され、住民自らによる防災活動が行われているものの、住民に対して正確な災害情報の提供や山間部に点在する集落に対する初期消火活動の迅速化への対策が重要課題となっている。

地域の防災体制の充実については、局地的豪雨や台風などによって、土砂災害や風水害などの自然災害が発生していることから、日頃から災害危険箇所の把握や住民への周知など防災・減災対策に十分に努める必要がある。

また、河川の増水、氾濫等によって周辺地域の浸水が心配される地域もあることから、その周知と避難の大切さを訴えていくとともに、行政と各種関係機関さらに地域との連携を強化する必要がある。

救急業務においては、伊都消防組合が対応しており、迅速な患者輸送に向けた各地域の連絡道路の整備が課題となっている。

こうしたことを踏まえたうえで、住民の期待・信頼に応え、生活の安全を確保するとともに、消火活動及び救急救助活動における技術の習得や必要な消防設備等の整備を図る必要がある。

また、町民ボランティア団体や関係機関との連携による地域防犯意識の高揚と防犯対策の充実、施設の整備が求められている。

(エ) 住宅

本町の公営住宅については、昭和 30 年度から順次整備したもので、老朽化が進んでいる建物も多く、将来の住宅需要を見極めながら、入居者の経済的な状況を考慮し、計画的な耐震化や定住を目的とした住宅への改修などが求められている。

また、京奈和自動車道や一般国道 480 号鍋谷峠道路（府県間トンネル）の整備などにより

交通条件の改善が進み、通勤圏と生活圏が拡大したことにより、今後は本町に定住して町外通勤をするための選択の幅が広がると考えられ、若年層を中心に定住促進やＵターン、近隣からの流入の受け皿として、公営住宅の建設及び福祉施策と連携した高齢者向けなどの住宅の確保などが重要である。

(オ) その他

本町は、四季を通じて自然の美しさを満喫できる環境にあり、それは地域住民にとってかけがえのない財産となっている。住民は豊かな緑と水にはぐくまれ、自然と調和しながら生活を営んでいる。この自然を生かし、潤いとやすらぎのあるまちづくりを進め快適に暮らせる環境を確保するため、生活排水や騒音等の環境問題に対応しながら、自然環境の保全、生活環境の保持と向上に取り組む必要がある。

今後とも美しい地域としてのイメージを高めていくためには、住民の連帯意識をさらに高めていくことが必要である。

また、斎場について、施設や設備の老朽化の対応など適正な管理が必要である。

(2) その対策

(ア) 水道施設・下水処理施設

生活水の安定供給は、最も重要な生活基盤の一つであり、水道事業により安全で良質な水の安定的な供給を図る。さらに、山間部の未給水地域の解消を進めるとともに、水源地の環境保全の推進や関係機関との連携により、水質検査の強化、浄水処理方法の検討を進める。

また、老朽給水管の布設替えや施設の更新に努める一方、地震など災害に強い施設・設備の整備、配水管の改良などを計画的に進め、安全で良質な飲料水の供給のため、適切な管理運営を尽くし、水質の保全に努めることとする。

下水処理については、地域の環境保全や海河川の水質保全を図るため、公共下水道、集落排水処理施設、合併処理浄化槽などの施設の特質を十分考慮したうえで、地域の実状に応じた施設の整備を推進するものとする。

また、公共下水道については、コスト縮減や公共下水道事業の進捗を踏まえ、公共下水道事業認可区域の見直しや事業認可区域外の合併処理浄化槽の普及と啓発活動を推進する。

(イ) 廃棄物処理

生活の多様化などで、町民一人あたりのゴミの排出量や年間のゴミ処理費用は増加の傾向にあり、３Ｒ（ごみの減量・再使用・再生利用）運動のさらなる推進によるごみ排出抑制のための啓発を行い、ごみの分別の徹底や減量化を図るとともに、一般廃棄物の適正な処理に努める。

また、健康で快適な生活環境を確保するため、町民と事業者が一体となって、大気や水質の汚染を防止するとともに、観光客を含め一人ひとりに対する環境美化意識の高揚を図り、ごみのポイ捨てや不法投棄などの防止やマナーの向上など、町民・地域が一体となった環境美化への活動を進め、美しい環境の保全に努める。

ごみを出さない運動とともに、町民と事業者と連携しながら資源の再利用や環境に負担がかからない循環型社会の形成に努める。

(ウ) 防災・減災対策、消防施設等

地震や台風などの自然災害や不測の事態における被害が想定されるため、消防・防災体制の強化を図り、自然災害などから命と暮らしを守り、安心して生活ができるまちづくりを目指す。防災対策は、東海・東南海・南海地震等巨大地震時の土砂崩れによる孤立集落

対策、台風や豪雨等の風水害時の浸水被害に対応するため、町民への防災意識向上の啓発や防災訓練の実施、防災資機材の整備や生活必需品の備蓄を進めるなど、災害発生時活動体制の強化に努める。

また、町、防災関係機関及び地域の共助による、想定を超えた災害に備えた体制づくりの強化を進め、災害発生時の被害を最小限に抑えるために防災マップなどを活用し、災害情報などの周知と災害時要援護者への迅速な避難支援を行う。

消火活動に必要な水源の確保が困難な山間部については、防火水槽の設置や、消防ポンプ自動車、消防納庫など消防防災施設等の整備を図りつつ、消防団員の加入促進に努める。

また、災害時の応急活動を円滑に実行するため、河川監視設備の確立を図る。

救急業務については、伊都消防組合との連携を密にし、救急業務をはじめ消防活動の機動力強化、迅速化に努める。

（エ）住宅

地域の住宅需要の動向を見極めながら、無秩序な住宅開発の拡散を防止しつつ、住宅ニーズに応じた住宅・宅地開発により、便利で魅力のある生活の場づくりを進め、定住促進に努める。

また、道路・河川等のインフラ整備、公園や緑地の整備と企業誘致などによる雇用の場の創出も必要である。

定住促進については、安価な住宅の提供と優良住宅地の確保に努めるとともに、平成 22 年に雇用・能力開発機構から雇用促進住宅を購入し、定住促進住宅として活用しており、さらに単身世帯用賃貸物件の確保が必要となる。

老朽化した町営住宅は、建て替えや長寿命化を計画的に推進し、良好な住環境の形成と居住水準及び地域環境の向上を図る。

（オ）その他

地域の住宅需要の動向を見極めながら、計画的に公営住宅の改修、改築の実施に努める。

また、郷土の山や川、植生その他の自然環境を守り育てていく意識を高めるため、住民各層への啓発を徹底するとともに、普段の暮らしと環境問題に関わりながら、住民による道路や側溝の清掃、花いっぱい運動等への参加を促し、全地域的なクリーン作戦を展開していく。

斎場においては、施設や設備の老朽化や周辺環境に留意するとともに、適正で効率的な管理・運営に努める。

(3) 整備計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 その他	飲料水供給施設整備事業	かつらぎ町	
	(2) 下水処理施設 公共下水道	公共下水道事業	かつらぎ町	
	(2) 下水処理施設 その他	合併処理浄化槽設置補助金	かつらぎ町	
	(3) 廃棄物処理施設 その他	ごみ収集車両購入	かつらぎ町	
	(4) 火葬場	かつらぎ斎場改修事業	かつらぎ町	
	(5) 消防施設	防災基盤整備事業 (防火水槽)	かつらぎ町	
		防災基盤整備事業 (小型動力ポンプ)	かつらぎ町	
		防災基盤整備事業 (小型動力ポンプ積載車)	かつらぎ町	
		防災基盤整備事業 (消防ポンプ自動車)	かつらぎ町	
	(6) 公営住宅	公営住宅整備 (妙寺団地)	かつらぎ町	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 防災・防犯	備蓄食料購入事業	かつらぎ町	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	リサイクル補助事業	かつらぎ町	
		木造住宅耐震化促進事業 (個人住宅)	かつらぎ町	
		花いっぱい運動推進事業補助金	かつらぎ町	
	(8) その他	ため池整備事業	かつらぎ町	

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び推進

(1) 現況と問題点

(ア) 子育て環境の確保

少子化や核家族化の進展・地域コミュニティの希薄化などが進む中で、家庭での育児不安やストレスに悩む保護者が増加しており、虐待やいじめ、犯罪など子どもの権利が侵害される行為が少なからず発生している。これらの子どもの権利侵害を防止し、発生の予防から早期発見、早期対応など総合的な支援が求められている。

また、「子どもの貧困」問題に対処するためにも、家庭だけでなく地域社会全体で子どもを守り育てていく環境づくりが求められており、本町では、保護者等の帰宅までの居場所のない児童に対して、放課後等に安全な子どもの居場所を設け、地域のボランティア等に協力を得ながら学習支援や地域住民との交流を提供している。

安心して出産・子育てができるよう出産を迎える母親の不安解消や妊娠・出産のための健康確保とともに、子どもの病気やケガに対する不安を少しでも解消するため、小児医療体制の拡充が必要である。一方で、出産後の母子の心身の状態や養育環境を把握するため、家庭訪問を行っているが、訪問を拒否されるなど、今後の支援方法など困難なケースが生じている。

急速に少子化が進む中、育児の経験不足や相談相手の不在などで子育てに不安を抱えている家庭が増加しているため、妊産婦の不安解消・相談体制の確立が求められている。

本町では、平成 29 年 8 月より子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期から子育て期にわたるまで母子保健と子育て支援を切れ目なく包括的にを行っている。

(イ) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び推進

平成 27 年度の国勢調査によると、本町の高齢化率は 36% を超え、超高齢社会となっており、介護を必要とする高齢者は増加傾向で一人暮らしの高齢者や老老介護などの高齢化が進むにつれ様々な問題に直面している。こうした中、平成 24 年度の介護保険制度の改正での「地域包括ケアシステム」の構築を目指し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生きがいのもてる暮らしを営むために、医療、介護、予防、生活支援、住まいの 5 つのサービスを一体的に提供し、総合相談体制を確立する必要がある。

さらに、町の中心部と山間部におけるサービスの供給体制に差異が生じており、町全地域のサービスの平準化や介護予防サービスの対象者を把握し、要介護状態になることを未然に防ぐための予防事業や高齢者を取り巻く環境の変化に対応した、きめ細やかな支援体制の整備が求められており、介護保険事業計画及び高齢者福祉計画に基づく推進体制の一層の充実を図りながら、地域包括ケア体制の確立と介護予防を柱とした施策事業を積極的に推進し、すべての高齢者が住み慣れた地域で継続した生活が送れるように、地域での生活支援を進めていく。

しかし、支え合いが必要となる一方で、地域内での交流や仲間づくりが薄れつつあるため、高齢者が地域社会の一員として生きがいと役割を持って、知識や経験を生かすことができる仕組みづくりに取り組む必要がある。これからは、地域内での交流や生きがいづくり、就労の場の提供などを通して、元気な高齢者を社会参加へと促す支援や環境整備が求められている。

また、障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指して、障害の種別や程度に関わらず、必要な障害福祉サービスや支援を受け、住み慣れた地域で暮らすことのできる環境やすべての人が社会参加しやすい社会環境づくりを進めるとともに、相談支援体制を強化することが必要である。

近年高齢化や核家族化の進展による家族の介護力の低下により、障害者支援の一層の充実が求められ、今後は、障害者の自立支援を重視した施策・事業を積極的に推進し、障害者ができる限り自立し積極的に社会参加ができるよう環境整備に努め、安全・安心な生活が送れるまちづくりを進めていく必要がある。

(2) その対策

(ア) 子育て環境の確保

子育て環境を取り巻く状況は、全国的に少子高齢化や核家族化の進行、地域との繋がり希薄化、児童虐待、子どもの貧困など、家庭における生活形態や価値観も多様化し、家族や地域のあり方にも変化が及んでいる。

令和2年3月に策定した「第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもの成長と子育て家庭を地域社会全体で支えるという意識の醸成を図りながら、多様化する育児ニーズに対応した子育て支援事業を進めていく必要がある。

地域や家庭で、安心して、ゆとりを持って出産を迎え、子育てができるよう、講座などの情報提供や相談体制の充実を図るとともに、保護者が互いに交流できる場と機会として児童館等における世代間交流や異年齢交流を行い、子育てする仲間づくりの支援や子どもの医療費へ助成などで子育てにかかる経済的負担の軽減を図る。

また、母子健康推進員と連携しながら妊娠から出産、さらに子どもの発育段階に応じて、気軽に相談できる相談・指導体制の充実や、健康診査や訪問指導の実施、予防接種の推進、また、臨床心理士による発達相談・巡回相談を行い、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めることが重要である。

こども園においては、延長保育、一時保育、預かり保育、体調不良児対応保育などの充実により、保育サービスの強化に努める。

子どもの貧困について、その早期発見と対応がこれまで以上に図れる体制づくりを目指す。

(イ) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び推進

高齢化率が高い本町においては、早急に総合的な施策を展開しなければならないが、単に国・県の施策を画一的に実施するのではなく、地域の実状に合わせたきめ細かい福祉サービスの提供を行い、社会福祉協議会の活動とともに、より実効性のあるものとする。高齢者福祉対策は、ソフト・ハード両面の施策が両輪のごとく展開されることが重要であり、その基礎となるマンパワーの確保に努める。

今後は、高齢者の夫婦のみの世帯や独居世帯の増加など、家族介護能力や地域内扶助機能の低下が予想されるため、保健福祉サービス供給体制の確立を図るとともに、男女が共同で介護をはじめ家庭や地域を支える意識の推進を図る必要がある。

高齢者の豊かな経験や多彩な趣味などを活用する環境作りや「和歌山県福祉のまちづくり条例」に準拠し、だれもが利用しやすい施設等の整備に努める。さらに、高齢者が、健やかで安心した生活を維持し自立して生活が営めるよう、保健、医療、福祉など相互の連携強化を図りながら、要介護・要支援状態にならないよう介護予防の取り組みを推進する。特に、生活機能が低下し、要支援・要介護状態になるリスクの高い高齢者を早期に把握し、認知症予防やフレイル予防、運動機能向上プログラムなどを実施し、あわせて介護保険制度やサービスについての情報提供を発信することで、要介護状態になることを効果的に防ぐ取り組みを進めていく。

また、地域包括支援センターを中心として、地域で活動している各種団体などと連携しながら認知症又は介護に関する悩みやその家族の悩みなどへの心のケア、各種介護サービスについて被保険者のニーズ等を踏まえたうえで、より一層のサービスの充実が図れるよう、各種福祉サービスや保健事業と連携した健康づくりと一体的に推進する。

介護が必要となった時も、一人ひとりの状況に応じた適切でぬくもりのある支援や介護の手を差しのべ、必要なサービスを利用しながら、住み慣れた環境の中で生活を送れるよう支援する。

児童福祉・身体障害者福祉等についても、核家族化などの、社会的な動向に合わせ、現状を的確に把握し、地域の実状に合わせた環境づくりや施設の整備を進める。

障害のある人への支援については、安心して地域で生活できるよう、相談体制の充実に努めるとともに、一人ひとりのニーズに基づき、介護や訓練、生活支援などの各種サービスの実施を図る。また、地域でいきいきと生活できるよう、障害のある人となない人とが交流し、ふれあう機会を提供し、相互理解の促進を図るとともに、地域全体で障害のある人を支え合いながら、障害のある人の自立と社会参加を促進する。

(3) 整備計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(3) 高齢者福祉施設 老人ホーム	国城寮建替事業負担金	伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	高齢者生活福祉センター事業	かつらぎ町	
		花園介護事業 (通所介護、訪問介護補助金)	かつらぎ町	
		障害者外出支援事業	かつらぎ町	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	子ども医療費給付事業	かつらぎ町	
		こうのとりのサポート事業	かつらぎ町	
		妊婦健康診査費助成事業	かつらぎ町	
		地域子育て支援拠点事業	かつらぎ町	
		こども園送迎バス運行事業	かつらぎ町	
		紀州っ子いっぱいサポート事業 (一時保育助成)	かつらぎ町	
		紀州っ子いっぱいサポート事業 (保育料助成)	かつらぎ町	
		紀州っ子いっぱいサポート事業 (食材料費助成)	かつらぎ町	
		紀州っ子いっぱいサポート事業 (子育て短期支援助成)	かつらぎ町	
		病児保育事業 (体調不良児対応保育)	かつらぎ町	
		肺CT検診	かつらぎ町	
		高齢者肺炎球菌ワクチン接種事業	かつらぎ町	
		高齢者サロン	かつらぎ町	

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本町には、和歌山県立医科大学附属病院紀北分院（以下「紀北分院」という。）や個人開業医がいくつか存在しているが、その多くが紀の川流域に集中している。そのため、山間部においては、通院に1時間近く必要となる地域もあり、今後高齢化する地域では、病気の早期発見など医療に対しての不安を持っている。

本町の主要な医療機関である紀北分院は、総病床数104床、診療科目11科を有し、町内のみならず、伊都地方の医療の中核を担っており、町内の民間医院との病診連携や、周辺病院と連携を図り、より良い医療サービスの提供に努めている。

しかしながら、病院の診療科目によっては、近隣市町の病院に頼らざるを得ない状況にある。

また、近年の高齢化を受け、医療面への不安を持つ住民が増加するとともに、在宅での診察・介護ニーズの増加など、社会変化に伴って、住民が望む医療サービスは多様化する傾向にあるため、住民に信頼され、親しまれる医療を目指すにあたり、多様化する医療ニーズに対応するとともに、より良い医療サービスが提供できる体制づくりが必要である。

救急医療体制については、山間部から医療機関までは多くの時間を要することが、大きな不安となっている。和歌山県立医科大学救命救急センターでは、ドクターヘリを導入し、迅速な患者搬送に寄与しているが、山間部のためヘリコプターが離発着できる場所が少なく、その整備が今後の重要な課題となっている。

また、救急搬送と同様に交通手段を持たない高齢者が医療機関を利用する場合の公共交通手段の確保も安心して暮らしていくために必要である。

(2) その対策

町民が医療を身近で適切に受けられるようプライマリ・ケアの重要性と医療機関の機能分担やかかりつけ医の確保及び普及を促進するとともに、紀北分院が町の基幹病院として存続し続けるように連携を図り、地域医療の確保に努めていく。

医療環境が整っていない地域においては、健康管理と医療の確保を積極的に推進し、医療格差の是正に努め、地域住民が他地域と等しく適正な医療を受けられることを基本理念とし、高齢化社会に対応した地域福祉、在宅福祉サービスをはじめとした、保健・医療・福祉活動の円滑な運営と予防事業の推進を図り、「健康寿命日本一」に取り組む。

また、東南海・南海地震に備え、災害医療体制を充実するため、医療関係者だけでなく、関係機関を含めた役割分担とさらなる連携の強化を進めていく。

救急医療体制については、山間部から医療機関までは多くの時間を要していることから道路整備も含め時間短縮を図り、救命救急体制の対応としてヘリコプターの離発着場を維持する。

(3) 整備計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	地域医療体制整備促進事業費	かつらぎ町	
		感染症予防事業 (大腸・子宮・乳がん検診)	かつらぎ町	

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

町民が生涯にわたり、一人ひとりの興味・関心に応じて学習することができる豊かな学習環境を整備する。

また、これらを果たすために、家庭・地域との連携・協力が不可欠であるため、学校教育目標の基本方針を設定し、知・徳・体のバランスのとれた質の高い教育を目指している。

小・中学校に通う児童・生徒の数は平成 27 年時点 1,109 人で、これは平成 17 年と比較して 29.3% (459 人) の減少となっている。同期間の国勢調査による人口の推移（5 ページ、表 1-1 (1)）と比較して見ても、若年者層の各年代別でそれぞれ約 23% が減少となっていることから、少子・高齢化の影響が児童・生徒数にも窺える。

このような状況を踏まえ、本町においては、減少する児童・生徒数に対応した適正な学区編成による小・中学校の統合を推進することで、複式学級の解消や団体活動の活性化、交流の広域化を図るため学校の適正化を実施してきた。

本町では、児童・生徒数の減少により、平成 23 年度以降、11 校の小学校を 5 校に、また、3 校の中学校を 2 校に統合してきた。それぞれの施設の状況に応じて、教育環境の向上のための施設整備や安全性確保のための耐震化対策などを実施してきたが、廃校に伴う跡施設の有効活用も重要な課題である。

また、廃校に伴う遠距離通学対策として、スクールバス運行などの通学支援を実施しており、一部コースにて地域住民の移動手段として混乗も行っている。

幼児教育については、仕事と子育ての両立など保育・教育に対するニーズがますます高まっていることから、保育所・幼稚園を統廃合し、両機能を併せ持つ認定こども園の整備を行い、教育内容や指導体制等の向上を図っている。

義務教育については、確かな学力の向上への取り組みを確実に実施するとともに、次世代を担う児童・生徒が、地域の歴史や文化を正しく理解し、郷土への愛着と誇りを持ち、積極的に地域社会へ参画できるよう、ふるさと教育の充実を図り、職業観や愛郷心の醸成に努める。また、学校教育施設の適切な整備により良好な教育環境を確保する。

少子・高齢化の進む現在、既存の地域コミュニティの希薄化の進行等が懸念されている。

そうした中では、町民が自らの学びの成果を発揮し地域に還元することで、人と人との結びつきを新たに構築していく視点が求められる。

また、生涯スポーツの推進により町民の健康づくりを支援するとともに、さらなるスポーツの振興を図る。

さらに、子どもの読書活動の推進のための取り組み、青少年の健全育成活動など、地域の教育力を活用して、次代の郷土を担う子どもたちの育ちを支える取り組みが多面的に行われている。

こうした地域による教育支援活動は、活力ある地域づくりを進めるためにも重要であり、今後一層の拡充の必要がある。

小・中学校の児童・生徒数及び施設の状況

令和2年5月1日現在

区分		児童・生徒数	学級数				施設整備状況		
			単式学級	複式学級	特別支援学級	合計	屋内運動場	プール	給食施設
中学校	笠田中学校	165人	6	0	2	8	1	1	0
	妙寺中学校	189人	6	0	2	8	1	1	0
	小計	354人	12	0	4	16	2	2	0
小学校	笠田小学校	251人	8	0	4	12	1	1	0
	大谷小学校	62人	6	0	1	7	1	1	1
	妙寺小学校	293人	12	0	3	15	1	1	0
	渋田小学校	92人	6	0	2	8	1	1	0
	梁瀬小学校	5人	0	2	1	3	1	1	0
	小計	703人	32	2	11	45	5	5	1
合計		1,057人	44	2	15	61	7	7	1

※ 特別支援学級：学校教育法第81条に規定する特殊学級

(2) その対策

義務教育については、各小・中学校の教育環境の整備として教材備品や学校図書の実、地域の文化施設・運動施設等の有効活用を図り、児童生徒一人ひとりの個性や可能性を最大限に伸ばし、ふるさとを愛する心や協調してともに生きる心をはぐくむ教育を目指す。

また、教職員の指導体制の確保並びにICT環境等の改善、充実など必要な整備を図る。さらに、廃校に伴う遠距離通学対策として、スクールバス運行などの通学支援やその学校施設等を有効に利活用するため、地域の意向を踏まえた対策を講ずる。

学校給食における地産地消による食育の推進など、学校と地域と行政の連携による特色ある教育を一層推進する。

社会教育については、生涯にわたる学習意欲に応えるための施設の充実を図り、各種研修・講習・学習会を積極的に開催する。また、生涯スポーツの振興を図るために、社会体育施設の整備を促進するとともに、各種競技会やスポーツ大会等を開催し、スポーツの普及を推進する。また、スポーツを通じた積極的な交流活動の展開を図る。

青少年健全育成に関わる組織・団体や学校、地域との連携を強化し、多様化する諸問題に対応するとともに、子どもを取り巻く社会環境の整備に努め、青少年健全育成を推進する。

また、すべての子どもがあらゆる場面で読書活動を行うことができるような環境づくりを行う。

(3) 整備計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 水泳プール	笠田小学校プール改修事業	かつらぎ町	
	(1) 学校教育関連施設 スクールバス・ボート	スクールバス購入	かつらぎ町	
	(1) 学校教育関連施設 給食施設	大谷小学校給食調理室整備事業	かつらぎ町	
	(3) 集会施設、体育施設等 公民館	三谷公民館整備事業	かつらぎ町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 幼児教育	子育て講座（トリプルP）事業	かつらぎ町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	英語指導事業	かつらぎ町	
		キッズイングリッシュ推進事業	かつらぎ町	
		特別支援教育支援員設置事業	かつらぎ町	
		学校講師雇用事業	かつらぎ町	
		放課後子ども教室推進事業	かつらぎ町	
		放課後児童健全育成事業	かつらぎ町	
		学童保育促進事業	かつらぎ町	
		標準学力検査CRT事業	かつらぎ町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	紀の国緑育推進事業	かつらぎ町	
		人権教育総合推進地域事業	かつらぎ町	
		スクールバス運行委託事業	かつらぎ町	

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

かつらぎ町は25自治区で構成されており、その中に185集落が存在している。

25自治区のうち24自治区で高齢化率が30%を超え、そのうち40%を超える高齢化率となっている自治区が16自治区あり、多くの集落で地域自治活動を維持することが難しくなっている。少子高齢化が進んでいる状況の中で、高齢化が解消されるには多くの時間を必要とし、後継者不足、地域活力の衰退、耕作放棄地の増加などに対して、住民が地域で住み続けるための取り組みを進めることが大きな課題となっている。

こうした人口減少や少子高齢化の進展に伴い、一部地域においては、集落における地域活動の継続や地域コミュニティの弱体化が懸念される状況となっている。コミュニティの活性化を図り地域の自立を促進するにあたっては、コミュニティ活動の維持発展に欠かせない自治区の基礎的な活動や活動拠点の整備に対する支援を行う一方、集落の再生や地域づくりを担う人材を確保するため、地域おこし協力隊や集落支援員制度などを活用するとともに、地域内におけるリーダーとなりうる人材の発掘・育成を進める必要がある。また、単独での活動が困難となった場合には、近隣の集落同士の連携により活動が継続されるような関係づくりを進める。

特に、農村集落においては、長く生産活動を担ってきた高齢者のリタイアが増加し、後継者の不在による耕作放棄地の拡大や集落の活力低下等の課題を抱えている。一方、平野部近郊では、就業構造の変化や核家族化などにより新旧住民の混住が進み、住民相互の連帯感の希薄化が危惧されている。

また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加する傾向にあり、生活不安の緩和や緊急時の安全の確保が課題である。

今後は、自治区が自立できる仕組みを構築しつつ、自治区が自ら考え、課題を見出し、将来の地域を描いて解決に向けて取り組めるような支援のあり方を検討し、示すことが必要である。

(2) その対策

地域自治の基礎単位である集落の活性化のため、集落におけるコミュニティ活動の拠点となる集会施設は、利用需要の変化等の状況を把握し、長期的な視点をもって施設のあり方を検討しながら整備を進め、自治区への住民の加入促進、集落のリーダーとなる人材の育成等を通じて、集落内住民による積極的な自治区活動と集落同士の協調による活動を促進する。

さらに、自立した住民自治を高めるため、自治区・町内会組織と地域の各種団体、民生委員・児童委員等の個人が地域の活動を通じて連携を深め、一体的な地域活動が図れるように支援する。

集落の再整備は多くの住民が集落に住み続けたいと思っていることから極めて困難であり、住宅整備や道路整備を強化する一方、水道施設や消防施設、下水処理施設などの生活環境の整備充実を図りながら、都市との交流など地域の実状に則した振興策を樹立することとする。

また、本町の恵まれた自然環境や古い伝統・習慣・温かい人情等地域特有の優れた魅力や特性などとともに、若者の活力、高齢者の知恵と経験を活かし、地域間相互扶助を図りながら住民が安心して暮らせる活力あふれる集落づくりを推進する。

(3) 整備計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	集会所維持事業	かつらぎ町	
	(3) その他	地域内生活拠点整備事業	かつらぎ町	

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本町では、平成16年7月に国指定重要文化財（建造物）「丹生都比売神社本殿」、「丹生都比売神社楼門」や国指定記念物（史跡）「丹生都比売神社境内」、「高野参詣道町石道」が「紀伊山地の霊場と参詣道」の一部として世界遺産に登録され、平成28年10月に「丹生酒殿神社」を含む「高野参詣道三谷坂」が追加登録されました。また、古く万葉集に詠まれた情景や、全国的にも類例の少ない木製基壇の古代寺院「佐野寺跡」、西日本最大級の縄文時代の竪穴建物跡「中飯降遺跡」、江戸時代初頭に遡る本殿を擁する「宝来山神社」などをはじめとする多くの歴史的・文化的資源に恵まれており、これらが本町の特色の一つとなっている。

これらの歴史や文化は、まちの個性や独自性を生み出す重要な要素であり、本町が持つ固有の資源や風土を生かしつつ、新たな文化を築き上げ、大切に守りながら後世の人につないでいくとともに、それらの価値を十分に理解し、まちづくりに生かしていく取り組みが必要である。

また、芸術文化などの活動については、参加者の固定化や、指導者・後継者が不足しているのが現状であり、文化活動の魅力を高め後継者の育成などを図っていくことが重要である。

こうした文化や文化財は、町内各地域に古くから伝わる祭りや芸能が数多く残っており、まちの個性や独自性を生み出す重要な要素であり、先人たちのまちづくりの精神を知ることのできる貴重な財産を今後も適切な調査や保存を行い、より多くの人が本町の歴史や文化にふれる機会を増やすことが必要である。

文化財指定状況

建造物

区分	指定年月日	名称及び員数	所有者・管理者
国	昭25. 8. 29	宝来山神社本殿 4棟	宝来山神社 かつらぎ町大字萩原
国	昭25. 8. 29	丹生都比売神社楼門 1棟	丹生都比売神社
国	昭40. 5. 29	丹生都比売神社本殿 4棟	かつらぎ町大字上天野

史跡

区分	指定年月日	名称	所有地	管理団体
国	昭52. 7. 14 平27. 10. 7	高野参詣道 町石道 三谷坂	山崎・教良寺・三谷・ 上天野・神田	かつらぎ町
国	平14. 12. 19	丹生都比売神社境内	上天野	丹生都比売神社 かつらぎ町

重要無形民俗文化財

区分	指定年月日	名称	所有地	管理団体
国	昭56. 1. 21	花園の御田舞	花園梁瀬	花園郷土古典芸能保存会

(2) その対策

文化財の保存や農村地域等が持つ民俗文化の掘り起こしと保存伝承を推進する。

また、地域の歴史文化への理解を深め郷土への誇りと愛着を育む学習活動や、町民による芸術文化活動を助長する環境づくりを行う。

文化芸術の振興についても、今後一層の文化活動の魅力化、体制の充実、人材の育成などを図って、より多くの住民の文化意識を高めていく必要があり、各地域に伝わる伝統ある祭りや郷土芸能、貴重な有形・無形の民俗文化を継承するとともに、ふるさと学習の場や観光資源としての活用を進めるため、記録調査や情報発信に努める。

こうした文化芸術の発信拠点となる総合文化会館の有効な活用を図って、より多くの人が本町の歴史や文化にふれあえる機会を増やしていくことにより、地域の活性化を目指す必要がある。

(3) 整備計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 0 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設	文化財拠点施設整備事業	かつらぎ町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	かつらぎ町「横笛の唄」公演制作事業	かつらぎ町	

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

近年、エネルギー分野においては、電力の安定供給に対する懸念が全国的に高まり原発依存の低減や再生可能エネルギーの導入拡大といった方針転換が示されるなどエネルギーを取り巻く環境は大きく変化している。

また、平成 27 年 7 月の「長期エネルギー需給見通し」（経済産業省）において、将来のエネルギー需給構造のあるべき姿が示され、令和 3 年 4 月には、内閣総理大臣から、2030 年度の温室効果ガスの排出削減目標を 2013 年度比で 46%減に引き上げる旨の表明があった。

地球温暖化の進行を抑制し、持続可能な社会を実現するためには、温暖化の要因である温室効果ガスの削減と再生可能エネルギーの最大限の導入拡大が強く求められている。

本町では、地球温暖化防止のため、新エネルギーの導入検討や公用車へのエコカー採用、再生紙の利用、節電などに努めており、花園地域にある宿泊施設はなぞの温泉「花園の里」では、町内の未利用材を活用したバイオマスボイラーや薪ストーブを導入している。

しかし、再生可能エネルギーの普及が進んでいる状況とは言えず、公共施設をはじめ、家庭や企業などにおいて、再生可能エネルギーの導入をさらに促進する必要がある。

本町が有している自然環境を活かした木質バイオマスなどの新エネルギーの導入を図り、環境保全と循環型社会のシステムづくりを推進するとともに、住民一人ひとりの環境意識のさらなる醸成を図るため、住民や関係団体などに対し環境保全のための学習機会を提供する必要がある。

(2) その対策

これらの幅広い環境問題に総合的かつ計画的に対応していくためには、町民、事業者、行政が一体となって、環境への関心を高め、社会経済活動や生活様式を環境に配慮したものに転換するなど、本町が有する豊かな自然環境の保全と調和のとれた取り組みを促進する。

環境にやさしいエネルギーを生かすまちを目指して、省エネルギーや地球温暖化等に対する啓発活動を進め、町民一人ひとりの環境意識のさらなる醸成を図る学習機会の提供や美化運動などを通じ、循環型社会の推進を図る必要がある。

さらに、地球温暖化防止のため、新エネルギーの導入検討や公用車へのエコカー採用、再生紙の利用、節電などの取り組みをさらに推進し、木質バイオマスエネルギーなどの導入を促進し、林業等をはじめとする各産業との連携を図りながら、本町の自然条件に適合しつつ、自然環境と調和した再生可能エネルギーの導入についての調査研究を進める。

(3) 整備計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 1 再生可能エネルギーの 利用の推進				

1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

景気低迷、少子高齢化の進展など、地方を取り巻く環境は厳しく、行政としても多様化する住民ニーズに対応するため、効率的な行政運営を求められている。

地域の自立に向けた取り組みを展開するにあたり、そのすべてを行政のみで担うことは困難となっており、多様な主体の参画を得て、町民一人ひとりとの連携と協力により地域課題の解決を図っていく必要がある。

こうした視点から、本町においては、活力のある自立した地域づくりを進めるにあたり、これまでの諸施策とあわせて協働の取り組みを推進する。

(2) その対策

多くの住民意見を行政に反映するために、職員が地域に出向き住民との対話を行う中で、地域が抱えている課題、地域が求めているものを把握することを目的として協働のまちづくりに取り組んでいる。今後も地域住民と一緒に地域資源を活用しながら活性化する方策について考え、地域の自立に向けて、町民と行政が一体となった取り組みを推進する。

学校・職場や各種の地域活動において、男女の性別にとらわれず、個人の適性や能力を尊重することが求められており、地域の活性化の観点からも重要な課題であることから、男女共同参画の理念の浸透を図り、男女が家庭・職場・地域などあらゆる場で責任を分かち合い、協力できる環境づくりを進める。

また、円滑な事業実施のため、土地の所有、現況を明らかにするための地籍調査事業の推進や、未利用となっている公有地の有効な活用方策などについて検討していく。

(3) 整備計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 2 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		住民参加のまちづくり支援事業	かつらぎ町	
		地籍調査事業	かつらぎ町	

1.4 事業計画 (令和3年度～令和7年度) 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	定住支援事業	かつらぎ町	
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	農作物鳥獣害防止対策事業	かつらぎ町	
		有害鳥獣捕獲支援事業補助金	かつらぎ町	
		日本一の果樹産地づくり事業	かつらぎ町	
		グリーンツーリズム推進事業	かつらぎ町	
		農業共済加入促進事業	かつらぎ町	
		農家民泊促進事業	かつらぎ町	
		農業次世代人材投資事業	かつらぎ町	
		中山間地域等直接支払交付金事業	かつらぎ町	
		直接支払推進事業	かつらぎ町	
		環境保全型農業直接支払制度推進事業	かつらぎ町	
		多面的機能支払交付金事業	かつらぎ町	
		森林再生統合事業補助金 (間伐材流通支援)	かつらぎ町	
		林業福利厚生事業	かつらぎ町	
		環境林基盤整備事業補助金 (切り捨て間伐支援)	かつらぎ町	
		森林再生統合事業補助金 (森森林環境保全整備事業支援)	かつらぎ町	
		森林整備地域活動支援事業	かつらぎ町	
		山村振興施設維持費補助事業	かつらぎ町	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	町民農園整備事業	かつらぎ町	
		町内企業PR事業	かつらぎ町	
		起業支援事業	かつらぎ町	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	伝送路保守料と伝送路建物共済費	かつらぎ町	
		伝送路借上料	かつらぎ町	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	コミュニティバス運行事業	かつらぎ町	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 交通施設維持	橋りょう点検事業	かつらぎ町	
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 防災・防犯	備蓄食料購入事業	かつらぎ町	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	リサイクル補助事業	かつらぎ町	
		木造住宅耐震化促進事業 (個人住宅)	かつらぎ町	
		花いっぱい運動推進事業補助金	かつらぎ町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	高齢者生活福祉センター事業	かつらぎ町	
		花園介護事業 (通所介護、訪問介護補助金)	かつらぎ町	
		障害者外出支援事業	かつらぎ町	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	子ども医療費給付事業	かつらぎ町	
		こうのとりのサポート事業	かつらぎ町	
		妊婦健康診査費助成事業	かつらぎ町	
		地域子育て支援拠点事業	かつらぎ町	
		こども園送迎バス運行事業	かつらぎ町	
		紀州っ子いっぱいサポート事業 (一時保育助成)	かつらぎ町	
		紀州っ子いっぱいサポート事業 (保育料助成)	かつらぎ町	
		紀州っ子いっぱいサポート事業 (食材料費助成)	かつらぎ町	
		紀州っ子いっぱいサポート事業 (子育て短期支援助成)	かつらぎ町	
		病児保育事業 (体調不良児対応保育)	かつらぎ町	
		肺CT検診	かつらぎ町	
		高齢者肺炎球菌ワクチン接種事業	かつらぎ町	
		高齢者サロシ	かつらぎ町	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	地域医療体制整備促進事業費	かつらぎ町	
		感染症予防事業 (大腸・子宮・乳がん検診)	かつらぎ町	
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 幼児教育	子育て講座(トリプルP)事業	かつらぎ町	
		英語指導事業	かつらぎ町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	キッズイングリッシュ推進事業	かつらぎ町	
		特別支援教育支援員設置事業	かつらぎ町	
		学校講師雇用事業	かつらぎ町	
		放課後子ども教室推進事業	かつらぎ町	
		放課後児童健全育成事業	かつらぎ町	
		学童保育促進事業	かつらぎ町	
		標準学力検査CRT事業	かつらぎ町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	紀の国緑育推進事業	かつらぎ町	
		人権教育総合推進地域事業	かつらぎ町	
		スクールバス運行委託事業	かつらぎ町	
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	集会所維持事業	かつらぎ町	
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	かつらぎ町「横笛の唄」公演制作事業	かつらぎ町	
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		住民参加のまちづくり支援事業	かつらぎ町	
		地籍調査事業	かつらぎ町	